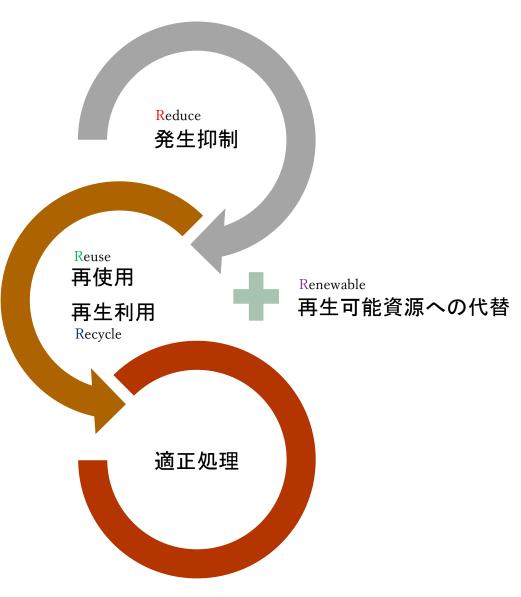
第5次 山梨県廃棄物総合計画(素案)



令和8年3月

山梨県



目 次

第1章	章 計画の基本的事項	1
1	趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	計画の対象	2
5	国の動向	3
6	県の動向	4
第2章	章 廃棄物処理の現状と課題	6
1	-1 一般廃棄物 (ごみ)の現状と課題	6
	(1)現状	6
	(2)課題	10
1	-2 一般廃棄物 (し尿)の現状と課題	11
	(1)し尿処理の現状	11
	(2)課題	11
2	産業廃棄物の現状と課題	12
	(1)現状	12
	(2)課題	18
3	廃棄物不法投棄の現状と課題	19
	(1)現状	19
	(2)課題	20
4	社会情勢の変化への対応	21
第3章	章 計画の基本方針	22
1	基本方針の考え方	22
2	計画の推進に当たり特に留意する事項	23
第4章		24
1	一般廃棄物	24
	(1)一般廃棄物に係る数値目標	25
	(2)目標を達成するために取り組むことが必要と想定される施策	28
2	産業廃棄物	30
	(1)排出量と処理状況の将来推計	30
	(2)産業廃棄物に係る数値目標	32
第5章	章 各主体の役割と主な取り組み事項	35
1	県民の役割と主な取り組み事項	35
	(1)役割	35
	(2)取り組み事項	36
2	事業者の役割と主な取り組み事項	37

	(1)役割			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		37
	(2)取り組み事項					37
3	市町村の役割と主な	取り組み事	項			40
	(1)役割					40
	(2)取り組み事項					40
4	県の役割					42
	役割					42
第6章	章 廃棄物の発生抑制	制等のための	り県の取り組み			43
1	施策の方向 …					43
2	施策の推進【一般廃	棄物】				43
	(1)発生抑制の推進					43
	(2)循環的利用の推進	<u> </u>				44
	(3)適正処理の推進					44
	(4)災害廃棄物対策					44
3	施策の推進【産業廃	棄物】				45
	(1)発生抑制の推進					45
	(2)循環的利用の推進	••••••				45
	(3)適正処理の推進					45
4	施策の推進【不法投	棄対策】				46
	(1)不法投棄防止対策	きの推進				46
	(2)不法投棄事案への)対応				46
第7章	章 廃棄物の発生抑制	制等のための	り県施策			47
1	一般廃棄物 …				•••••	49
2	産業廃棄物 …				•••••	60
3	不法投棄対策					68
第8፤	章 計画の推進					72
1	これまでの計画の紹	経緯と総括				72
2	各主体との連携・協	働の強化				72
3	情報の収集・分析・	公表の強化				73
4	計画の評価と進行					73
5	今後の展望と持続的	内な推進体質	制			73
資料	編					
1-	 -1 一般廃棄物(ごみ	r)				74
1-	-2 一般廃棄物(し尿	!)				83
2	産業廃棄物					85

第1章 計画の基本的事項

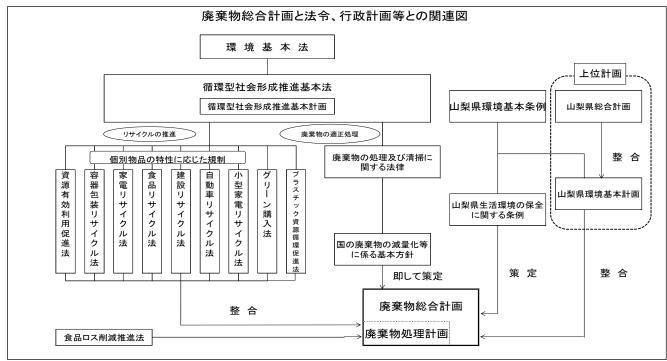
1 趣旨

県では平成 17 年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 18 年 2 月に「山梨県廃棄物総合計画」を策定し、その後も社会情勢の変化や国の方針の変化を踏まえた新たな計画を策定してきました。

本計画は、2040年までに本県が目指すべき姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に資するため、引き続き廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進するとともに循環経済への移行に向けて取り組んでいく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえ、県の上位計画や地域の実情とも整合を図りつつ、新たな指針として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物処理法第5条の2に定める「国の基本方針」に即して、同法第5条の5の規定に基づき定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画となります。



3 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画の内容については、今後、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度 の改正等があった場合には、これらに対応するため必要に応じて計画期限内でも計画内容の 見直しを行うものとします。

4 計画の対象

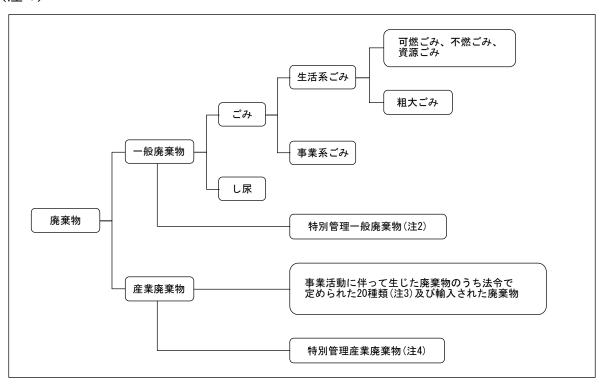
本計画の対象は、「山梨県生活環境の保全に関する条例」第 59 条に定める廃棄物等とし、 具体的には次に掲げるものをいいます。

(1)廃棄物

廃棄物処理法第2条第1項に規定するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、 廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの (放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)

(2)使用済物品等

一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品 (注 1)



- (注1) 一度使用された物品:空き缶、古新聞等の使用済み製品 使用されずに収集若しくは廃棄された物品:廃棄物ではないが、収集又は廃棄という客観的行為の対象となったもの 人の活動に伴い副次的に得られた物品:工場から発生する副産物、清掃を行って集められたじん芥など
- (注2) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある一般廃棄物
- (注3) 「【あらゆる事業活動に伴うもの】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん」「【特定の事業活動に伴うもの】紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体」「これら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの」
- (注4) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物

5 国の動向

(循環型社会の形成)

- ・平成 12 年に循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法」という。)が制定され四半世紀が経過し、その間各種法体系の整備や 3R の推進等により、循環型社会に向けた取り組みが進められています。
- ・このような中、令和6年8月に閣議決定された、循環基本法に基づく第5次循環型社会形成推進基本計画では循環経済(サーキュラーエコノミー(注5))への転換を国家戦略として位置づけ、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行と持続可能な地域と社会づくり」や「資源循環を支える産業界・事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的循環」、「多様な地域における循環システムの構築と地方創生」など、5つの柱ごとに取組指標等が示されました。

(発生抑制とリサイクルの推進)

- ・食品ロスの削減に関しては、令和7年3月に変更された「食品ロスの削減の推進」に関する基本的な方針」で、2000年度比で2030年度までに家庭系食品ロスの50%削減、事業系食品ロスの60%削減を目指すこととしています。
- ・リサイクルの推進に関しては、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取り組みや規制が行われてきました。また、令和元年 5 月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。同法では、製造・設計段階からの排出抑制、使用済み製品の分別・回収、再資源化の促進まで、ライフサイクル全体を通じたプラスチックの資源循環が法的に位置付けられています。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

(廃棄物の適正処理と循環経済(サーキュラーエコノミー)の推進)

- ・廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正により、不適正処理の未 然防止、有害物質による環境汚染の防止、リサイクルの推進等を図ってきました。
- ・令和6年5月「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が公布され、令和7年11月21日から施行されました。同法は、廃棄物処理法による廃棄物の適性処理の推進に加え、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげるサーキュラーエコノミーへの移行を推進しています。廃棄物の再資源化などに関し、国・地方公共団体・廃棄物処分業者・事業者の責務を定め、また再資源化事業等の高度化に関する認定制度などを設けることで資源循環の取り組みをより高度化・体系化し、資源循環と脱炭素化を一体的に促進するものです。
- ・また、令和6年8月に策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、サーキュラーエコノミーへの移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現を目指しています。

(注5) サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミー (循環型経済) とは、資源を使い捨てるのではなく、再使用や再生利用を通じて資源を循環させ、廃棄物の発生を最小限にする経済モデルである。製品の設計段階から長寿命化やリサイクル性を高め、資源効率と環境負荷低減を図る考え方で、国際的に推進されている。

6 県の動向

(ごみ処理体制の整備に関する取り組み)

- ・県では、市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、平成 30 年に新たな「ご み処理広域化計画」を策定し、県内を 3 つのブロックに区分し、一般廃棄物処理施設の集約 化を促進してきました。
- ・甲府市と峡東 3 市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合は、笛吹市境川町に ごみ処理施設(甲府・峡東クリーンセンター)を整備し、平成 29 年 4 月から稼動しています。
- ・峡北・中巨摩・峡南の11市町村は、令和2年2月に山梨西部広域環境組合を設立し、中央市浅利地区にごみ処理施設の整備(令和13年度より稼働予定)を進めており、富士北麓・東部の12市町村は、令和4年2月に富士・東部広域環境事務組合を設立し、西桂町地内にごみ処理施設の整備(令和14年度より稼働予定)を進めているところです。
- ・また、ごみ処理施設から排出される焼却灰等の処理については、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に一般廃棄物最終処分場(かいのくにエコパーク)を整備し、平成30年12月から操業を開始しています。

(一般廃棄物処理に関する取り組み)

- ・一般廃棄物に関しては、令和3年度から県と市町村で「一般廃棄物の減量に関する市町村研究会」を立ち上げ、排出抑制に向けた課題の分析や県内外の優良事例の情報共有等を実施しています。また、県と共同で実施する市町村・一部事務組合のごみ処理施設での「事業系ごみの搬入検査」等により、市町村や事業者のごみの削減やリサイクルの取り組みを支援しています。
- ・令和2年3月に海に面していない県として初めて、「海岸漂着物処理推進法」に定める地域 計画として「プラスチックごみ等発生抑制計画」を策定し、流域圏における発生抑制対策に取り組んできました。また、令和7年3月には改定を実施し、県民一人ひとりの行動変容に繋がるプラスチックごみ等の発生抑制対策を更に推進するため、より具体的・実効的な計画とするべく、新たに基本方針、数値目標を設けました。プラスチックごみ問題の解決に当たっては、プラスチックを主体とする消費活動の見直しや3Rの促進が不可欠であることから、県民・事業者など全ての方々が「プラスチックと賢く付き合っていくこと」の重要性を理解し、着実に実践している山梨の姿を「やまなしプラスチックスマート」と定義し、その実現を目指して県全体で一丸となって発生抑制対策に取り組んでいきます。

(災害時の廃棄物処理に関する取り組み)

- ・近年、地震や豪雨、台風などの自然災害が頻発しており、災害時に発生する大量の廃棄物 の処理への対応は、極めて重要な課題となっています。
 - 県では、災害発生時における廃棄物処理体制の強化を図るため、令和6年5月に災害廃棄物処理計画を改定するとともに、市町村における処理計画の改定に対する支援も行い、災害時に迅速かつ的確な対応が可能となる体制の整備を進めています。
- ・また、令和5年3月には、県と市町村等との間で災害廃棄物等の処理に関する相互支援協 定を締結するなど、関係機関との連携体制の構築を図っています。こうした広域的な支援体

制のもと、災害時の廃棄物処理を円滑に進められるよう、平時から取り組みを進めております。 さらに、災害廃棄物の一時的な保管や分別を円滑に行うため、仮置き場の設置訓練や情報 伝達訓練などを実施し、実効性のある体制づくりを推進しております。

(産業廃棄物処理に関する取り組み)

- ・産業廃棄物に関しては、排出事業者・処理業者を対象とした研修や県民の日でのイベント等を通じて廃棄物の適正処理のための啓発等を行うとともに、砂利洗浄汚泥を築堤の盛土材等の原料として再生利用するに当たり処理業の許可を不要とする個別指定の活用を促すなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の拡大に努めています。
- ・また、産業廃棄物は最終処分のほとんどを県外に依存するといった本県の状況を踏まえ、 本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を明らかにする「山梨県産業廃 棄物適正処理推進ビジョン」を平成 29 年3月に策定し、現在、排出抑制に向けて特に優れ た取り組みを行った事業者を表彰する「チャレンジ産廃3R促進事業」や、地域貢献や環境保 全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を評価する本県独自の格付け制度など各種施 策を実施しています。
- ・更に、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の確実かつ早期の適正処理を推進するため、国では 関係法令の改正や「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を策定しており、本県ではそれらを踏まえて「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(県計画)」を策定し、県内事業 者への周知徹底や処理の進捗管理、関係機関との連携強化などを通じて、計画的かつ着実 な対応を進めてきました。大量に保管・使用されていた高濃度 PCB 廃棄物については、令和 8年3月末のJESCO事業終了をもって、処理事業が終わりました。
- ・低濃度 PCB 廃棄物については、令和9年3月に処理期限が到来することから、期限までに処理を完了しない保管事業者に対して改善命令等を行うなど、引き続き期限内処理に向け取り組みます。
- ・また、使用中の PCB 含有製品や、新たに発見される PCB 廃棄物についても、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で求められている令和 10 年までの適正な処理を実現するため、今後、国から示される処理の仕組みに沿った対応を進めていきます。

(不法投棄防止対策に関する取り組み)

- ・不法投棄防止対策に関しては、市町村や警察など関係機関と連携した、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロール、また、37 都県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会(産廃スクラム 37)の会員同士の連携による、路上調査等を継続して実施するなど、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。
- ・また、県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、現在、約683人が協力員として登録されています。更に事業者団体等との情報提供協定の締結や、県ホームページにポスティングツール(不法投棄通報に関する投稿フォーム)を整備するなどして、県民総監視体制の推進を図っています。

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1-1 一般廃棄物(ごみ)の現状と課題

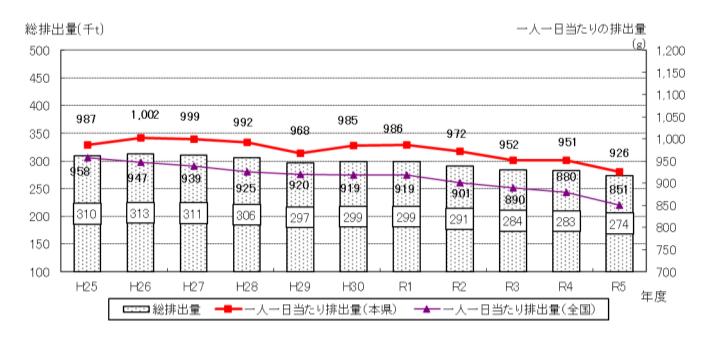
(1) 現状

①総排出量等

本県における総排出量は、平成25年度以降は緩やかに減少し、令和5年度は約274 干トンとなっており、平成30年度の約299干トンに対し8.4%減少しています。また、県民一 人一日当たりの排出量については、ほぼ横ばいで推移しています。

平成30年度から令和5年度までの一人一日当たりの排出量は、全国平均の減少率7.4%に比べ本県は6.0%であったため926gと全国平均の851gを大きく上回っています。

総排出量と県民一人一日当たりの排出量の推移



総排出量・一人一日当たりの排出量・一人一日当たりの家庭から排出するごみの量の推移

	総人口(人)	総排出量 (t)※注6	一人一日当 5 (g/日)	<u>=</u> <u>=</u>	一人一日当たりの家庭 から排出するごみの量 (g/日)※注8		
			本県	全国	本県	全国	
平成25年度	862, 122	310, 438	987	958	589	527	
平成26年度	855, 745	313, 058	1, 002	947	600	521	
平成27年度	850, 764	311, 110	999	939	602	516	
平成28年度	846, 019	306, 318	992	925	599	507	
平成29年度	839, 468	296, 717	968	920	580	505	
平成30年度	832, 051	299, 168	985	919	590	505	
令和元年度	827, 674	298, 771	986	919	594	510	
令和2年度	821, 893	291, 457	972	901	612	520	
令和3年度	817, 365	284, 028	952	890	591	508	
令和4年度	813, 723	282, 526	951	880	583	496	
令和5年度	807, 271	273, 595	926	851	562	475	

(注 6) 総排出量 収集運搬量+直接搬入量+集団回収量

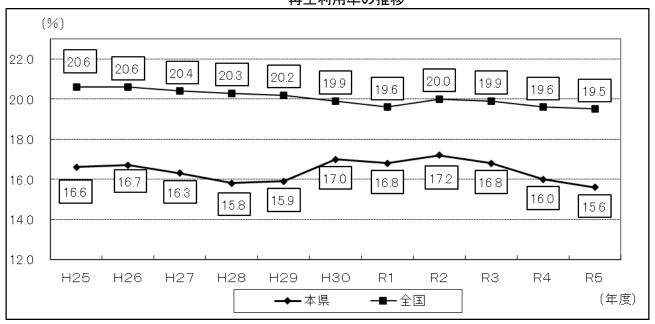
- (注7) 一人一日当たりの排出量 総排出量/総人口/年間日数 全国の数値については「一般廃棄物の排出及び処理状況等」(環境省)から引用
- (注8) 一人一日当たりの家庭から排出するごみの量 (総排出量一事業系ごみ排出量一集団回収量一生活系資源ごみ排出量)/ 総人口/年日数 ごみの減量化に加え分別収集への取り組みを評価するため、生活系資源ご み排出量を控除

②再生利用率

総排出量のうち再生利用された量の割合である再生利用率(注9)については、令和5年度は15.6%であり、平成30年度の17%に対し1.4ポイント低下しています。

しかしながら、生活系ごみの資源化率(注10)が全国と比べて低いことから全国平均の19.5%を大きく下回っています。

再生利用率の推移



生活系ごみの資源化率の全国との比較

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	15.4%	15.3%	15.3%	15.1%	15.0%	14.9%	14.8%	15.3%	15.4%	15.4%	15.4%
本県	12.9%	12.5%	12.0%	11.6%	12.2%	13.2%	12.9%	12.9%	13.1%	12.7%	12.6%

(注9) 再生利用率

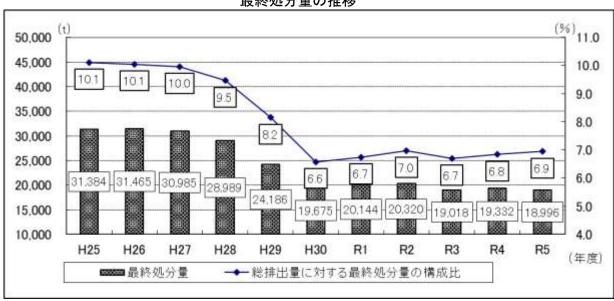
資源化量/(ごみ処理量+集団回収量)×100

(注10) 生活系ごみの資源化率 資源ごみの量/生活系ごみの量 ×100

③最終処分の状況

令和5年度の最終処分量は、19千トンで、平成30年度の20千トンと比較してもほとんど変化がなく、平成30年度以降減少は鈍化しています。

平成30年度の大きな減少は、この年度から稼働した甲府・峡東クリーンセンターで、焼却灰を溶融スラグ化し資源化していることが主な要因です。



最終処分量の推移

④災害廃棄物の処理

非常災害(注11 以下「災害」という。)発生時に大量の災害廃棄物が発生する際には、円滑かつ適正な処理を行うとともに分別の徹底によりリサイクルできるものは可能な限りリサイクルする体制が必要です。

本県の災害事例として、平成26年2月の大雪では農業用施設が倒壊するなどの被害を受け、4千トンの災害廃棄物が発生しました。

(注11) 非常災害

主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、令和5年度に274千トンとなり、平成30年度の299千トンと比較して8.4%減少しており、一般廃棄物全体では発生抑制が進んでいます。

しかし前計画では、令和7年度の総排出量を266千トンとして、平成30年度から11%削減させることを目標としていますが、観光客数の増加等の要因もあり、削減は進んでいるものの目標の達成は難しい状況であるため、県民意識の醸成等、更なる発生抑制の取り組みを進めていくことが必要です。

②再生利用

再生利用率は、令和5年度は15.6%であり、平成30年度の17%と比較して1.4ポイント減少しています。

前計画では、令和7年度の再生利用率を25%として、平成30年度の17%から8.0ポイント増加させることを目標としていますが、資源ごみの集団回収量が減少したことに加え、生活系ごみの資源化率が低下したことから、この目標の達成は極めて難しい状況にあります。

また、全国平均値である19.5%を下回り推移し、特に直近3年間は低下していることから、 再生利用率の向上のための取り組みを進めていくことが必要です。

③最終処分

最終処分量は、令和5年度には19千トンであり、平成30年度の20千トンと比較して5%減少しています。

前計画では、令和7年度の最終処分量は16千トンとして、平成30年度から20%減少させることを目標としていましたが、廃棄物の発生抑制や再資源化の取り組みが停滞していることから、目標の達成は極めて難しい状況である。ごみ処理施設の広域化の推進と併せて、取り組む必要がある。

④災害廃棄物の処理

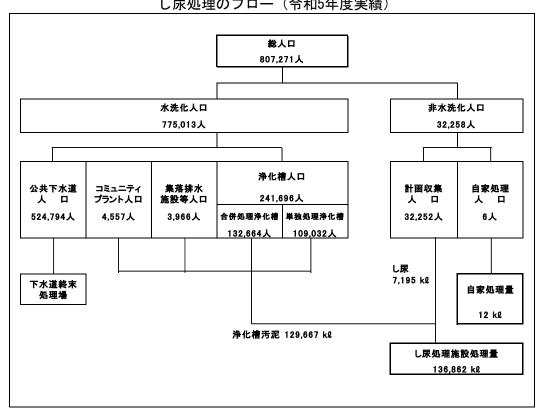
災害が発生した時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境保全の観点から災害廃棄物は、適正に処理することが不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないよう円滑かつ迅速に処理することが重要です。このため、災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施できるよう、平時、応急対応時、復旧・復興時の対応について具体的に定め、その実効性を確保することにより今後も起こりうる災害に予め備えることが必要です。

1-2 一般廃棄物(し尿)の現状と課題

(1) し尿処理の現状

令和5年度の水洗化人口は775,013人であり、総人口の96.0%を占めています。水洗 化人口の内訳は、公共下水道人口(注12)が524.794人、コミュニティプラント人口(注1 3)が4,557人、集落排水施設等人口(注14)が3,966人、合併処理浄化槽人口(注15) が132.664人、単独処理浄化槽人口が109.032人となっています。

非水洗化人口は32.258人であり、総人口の4.0%となっています。



し尿処理のフロー(令和5年度実績)

(2) 課題

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽 への転換を更に進めるとともに、今後より効率的な汚水処理のため、排水処理施設の広域 化・共同化を推進していく必要があります。

- (注12) 公共下水道人口 県が管理する流域下水道、市町村が管理する公共下水道を利用する人口
- (注13) コミュニティプラント人口 市町村がし尿、生活排水等を集合的に処理する施設を利用する人口
- (注14) 集落排水施設等人口 主に農村部などで整備されている集落排水施設を利用して汚水処理を行って いる人口
- (注15) 合併処理浄化槽人口 し尿とその他の生活排水を合わせて処理する浄化槽を利用する人口

第2章 廃棄物処理の現状と課題

2 産業廃棄物の現状と課題

(1) 現状

①総排出量等

ア 総排出量

令和6年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査(令和5年度実績)の結果による と、総排出量は1.650千トンであり、平成30年度の1.698千トンと比較すると約2.8%減 少しています。産業廃棄物の排出量は、経済状況に大きく影響を受けますが、多量排 出事業者による産業廃棄物減量化計画等の作成・実施など、各事業所において産業 廃棄物の排出抑制への取り組みがなされてきたことも要因として挙げられます。

イ 種類別排出量

排出量を種類別にみると、汚泥が798千トン(総排出量の48.4%)で最も多く、以下、 がれき類、動物のふん尿、ガラス陶磁器くずとなっています。

平成30年度と比較すると、ガラス陶磁器くず、木くず等は増加している一方で、汚 泥、がれき類等は減少しています。

(年度) 31 1,7% 904 213 H25 1.824 49.6% 27.0% 11.7% 83 4.9% 192 868 377 H30 1.698 11.3% 22.2% 51.1% 43 798 335 167 124 R5 1,650 7.5% 3.9% 48.4% 20.3% 10.1% (Tt) 2,000 0 1,000 1,500 ■汚泥 ■がれき類 ■動物のふん尿 ■ガラス陶磁器くず ■木くず その他 (エ+)

種類別総排出量の推移

種類別排出量の状況

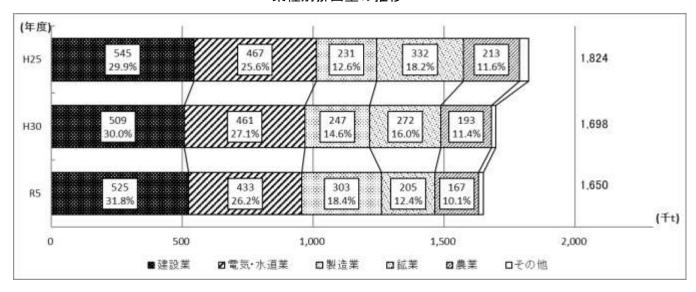
	性规则护山里切状儿						
			平成	30 年度	令和 5 年度		
排	出	量	1, 698	(100%)	1, 650	(100%)	
	汚	泥	868	(51.1%)	798	(48.4%)	
	がれき	對	377	(22. 2%)	335	(20.3%)	
	動 物 の ふ	ん 尿	192	(11.3%)	167	(10. 1%)	
内	金属((ず	16	(0.9%)	14	(0.8%)	
	廃プラスチ	ック類	53	(3.1%)	46	(2.8%)	
	廃	油	11	(0.6%)	12	(0.7%)	
	木(ず	43	(2.5%)	64	(3.9%)	
訳	動 植 物 性	残 渣	26	(1.5%)	28	(1.7%)	
	ガラス陶磁	器くず	83	(4. 9%)	124	(7.5%)	
	廃	酸	7	(0.4%)	14	(0.8%)	
	紙く	ず	2	(0.1%)	3	(0.2%)	
	鉱さ	い	5	(0.3%)	6	(0.4%)	
	そ の	他	15	(0.9%)	39	(2.4%)	

ウ 業種別排出量

業種別による排出量は、建設業が525 千トン(総排出量の31.8%)で最も多く、以下、電気・水道業、製造業となっています。

平成 30 年度と比較すると、製造業で約 23%、建設業で約3%排出量が増加しました。

業種別排出量の推移



業種別排出量の状況

				平成 30 年度		令和 5 年度	
排	出		쏌	1, 698	(100%)	1, 650	(100%)
	建	設	業	509	(30.0%)	525	(31.8%)
内	電気	· 水 道	業	461	(27. 1%)	433	(26. 2%)
	製	造	業	247	(14. 6%)	303	(18. 4%)
訳	鉱		業	272	(16.0%)	205	(12. 4%)
	農		業	193	(11. 4%)	167	(10. 1%)
	そ	Ø	他	16	(0.9%)	17	(1.0%)

②再生利用

ア 種類別再生利用

令和5年度の再生利用量は1,062千トンであり、平成30年度の1,040千トンから2.1% 増加しました。

また、令和5年度の再生利用率は56%となっており、平成30年度の52%から4ポイント増加しました。

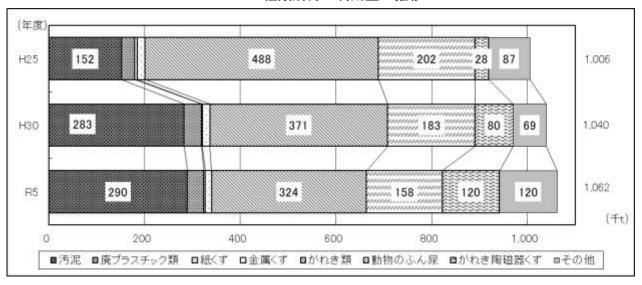
紙くず、ガラス陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿は、高い再生利用率となっています。

種類別再生利用量(率)の推移

(千t)

	汚泥	廃プラス チック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	ガラス陶 磁器くず	その他	計
排出量	798	46	3	14	335	167	124	163	1,650
再生利用量	290	34	3	13	324	158	120	120	1,062
(再生利用率(%))	(36.3)	(73.9)	(100)	(92.9)	(96.7)	(94.6)	(96.8)	(73.6)	(56)

種類別再生利用量の推移



種類別再生利用量(率)の状況

	平成3	0年度	令和5年度		
	再生利用量	再生利用率(%)	再生利用量	再生利用率(%)	
汚泥	283	32.6	290	36.3	
廃 プラス チック 類	36	67.9	34	73.9	
紙 く ず	2	100	3	100	
金属くず	16	100	13	92.9	
が れ き 類	371	98.4	324	96.7	
動物のふん尿	183	95.5	158	94.6	
ガラス 陶 磁 器くず	80	96.3	120	96.8	
そ の 他	69	78.4	120	83.6	
合 計	1,040	52	1,062	56	

イ 業種別再生利用

業種別の再生利用量は、建設業が498千トンと最も多く、以下、鉱業、製造業、農業となっています。

建設業の再生利用率が高い要因については、建設リサイクル法の浸透やがれき類等の再資源化しやすい廃棄物の特性等によるものと考えられます。

また、農業は、排出量の大部分を占める家畜ふん尿が堆肥化されるため、再生利用率は高くなっています。

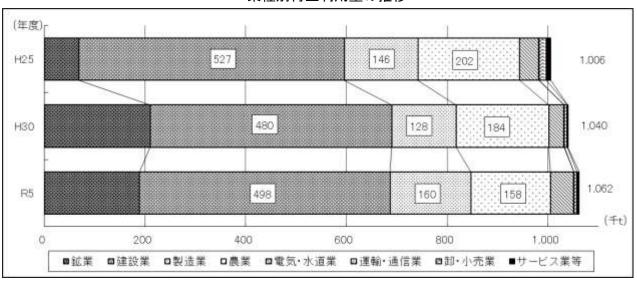
鉱業、電気・水道業からの排出は、大部分が汚泥であり、これらの汚泥は、減量後、ほぼ全量が再生利用されます。

業種別再生利用量(率)の内訳

(千t)

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・ 水道業	運輸• 通信業	卸· 小売業	サービス 業等	計
排出量	205	525	303	167	433	1	7	9	1,650
再生利用量	189	498	160	158	46	1	6	4	1062
(再生利用率(%))	(92.2)	(94.9)	(52.8)	(94.6)	(10.6)	(100)	(85.7)	(44.4)	(56)

業種別再生利用量の推移



業種別再生利用量(率)の状況

	平成3	0年度	令和!	5年度
	再生利用量	再生利用率(%)	再生利用量	再生利用率(%)
鉱業	210	77.2	189	92.2
建設業	480	94.3	498	94.9
製 造 業	128	51.8	160	52.8
農業	184	95.3	158	94.6
電 気・水 道 業	30	6.5	46	10.6
運輸・通信業	1	50.0	1	100
卸 • 小 売 業	5	100.0	6	85.7
サービス業等	2	22.2	4	44.4
合 計	1,040	52	1,062	56

③最終処分量

ア 種類別最終処分量

令和5年度の最終処分量は25千トンであり、平成30年度の21千トンと比較すると、4千トンの増加となりました。

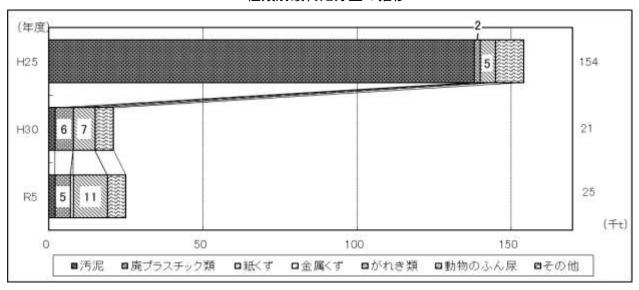
がれき類の排出量が増加したことが要因で、全体の最終処分量が増加しました。

種類別最終処分量(率)の内訳

(千t)

	汚泥	廃プラス チック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	798	46	3	14	335	167	287	1,650
最終処分量	2	5	0	1	11	0	6	25
(最終処分率(%))	(0.3)	(10.9)	(0)	(7.1)	(3.3)	(0)	(2.1)	(1.5)

種類別最終処分量の推移



種類別最終処分量の状況

	平成	30年度	令和	15年度
		うち委託 最終処分量		うち委託 最終処分量
汚泥	2	2	2	2
廃プラスチック類	6	6	5	5
紙くず	0	0	0	0
金属くず	0	0	1	1
が れ き 類	7	7	11	11
動物のふん尿	0	0	0	0
その他	6	6	6	6
合 計	21	21	25	25

イ 業種別最終処分量

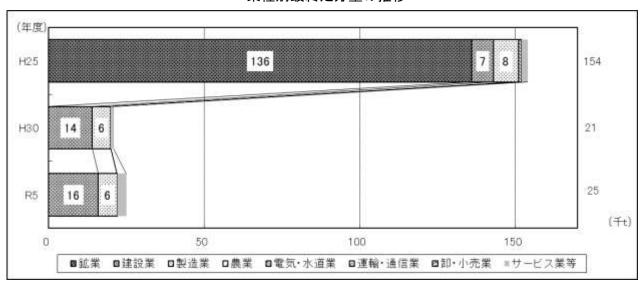
業種別の最終処分量は、建設業が16千トンと最も多く、次いで、製造業6千トンとなっています。

業種別最終処分量(率)の内訳

(千t)

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・ 水道業	運輸• 通信業	卸· 小売業	サービス 業等	計
排出量	205	525	303	167	433	1	7	9	1,650
最終処分量	0	16	6	0	0	0	0	3	25
(最終処分率(%))	(0)	(3.0)	(2.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(33.3)	(1.5)

業種別最終処分量の推移



業種別最終処分量の状況

				\ \ \ /
	平成	30年度	令和	15年度
		うち委託 最終処分量		うち委託 最終処分量
鉱業	0	0		
建 設 業	14	14	16	16
製 造 業	6	6	6	6
農業	0	0	0	0
電気・水道業	0	0	0	0
運 輸・通 信 業	0	0	0	0
卸 · 小 売 業	0	0	0	0
サービス業等	1	1	3	3
合 計	21	21	25	25

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、令和5年度は1,650千トンであり、平成30年度の1,698千トンと比較すると48千トンの減少となります。前計画の目標値(令和7年度排出量:1,712千トン)を達成するペースで推移しています。

産業廃棄物は、経済状況等の社会的要因により、排出量が大きく左右されますが、引き続き発生抑制に向けて取り組むことが必要です。

②再生利用

再生利用率は、令和5年度は56%であり、平成30年度の52%から4ポイント増加し、国の目標値を上回る状況でした。再生利用率が低い廃棄物や業種について、事業者の再生利用の取組をより一層促していくことが必要です。

③最終処分量

最終処分量については、近年、大幅に減少していますが、経済状況等の社会的要因による排出量の増減や再生利用できないアスベストなどの発生量に左右されます。引き続き再生利用、適正処理の促進等と合わせ、最終処分量の抑制に向けて取り組むことが必要です。

4滴正処理

排出事業者に対しては、産業廃棄物の排出者責任の周知・徹底を引き続き図るとともに、優良な処理業者の利用を促進する必要があります。

処理業者については、業界全体の資質の向上を図り優良な事業者の育成に努めることが必要です。

⑤有害廃棄物対策

アスベスト廃棄物は、主に老朽化した建物の解体により排出されており、引き続き適正処理の周知・徹底を図ることが必要です。

また、PCB 廃棄物について、高濃度 PCB 廃棄物は令和8年3月末の JESCO 事業終了をもって、処理事業が終わりました。低濃度 PCB 廃棄物は令和9年3月に処理期限が到来することから、未処理・未届出のPCB 廃棄物や使用中のPCB 使用機器を含め、確実な期限内処理に向け、更なる取り組みが必要となります。また、期限以降に新たに発見されるPCB 廃棄物等についても、今後、国から示されるPCB 廃棄物を確実かつ適正に処理するための仕組みに沿って取り組む必要があります。

3 廃棄物不法投棄の現状と課題

(1) 現状

不法投棄新規箇所は、産業廃棄物に関しては令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向も見られましたが、一般廃棄物に関しては近年増加傾向にあり、廃棄物全体としては微増傾向にあります。令和6年度の内訳は、可燃ゴミや不燃ゴミなどの一般廃棄物が1,023箇所、建設廃材などの産業廃棄物が27箇所と、一般廃棄物が大半を占めています。

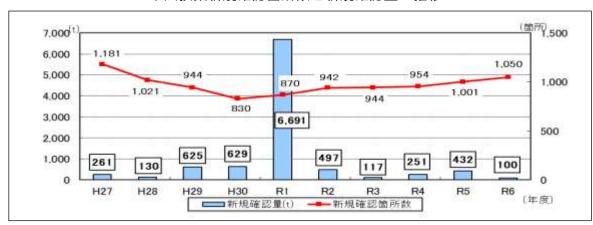
不法投棄の新規確認量(注16)は、各年度でばらつきがあり、増減を繰り返している状況にあります。なお、令和元年度の不法投棄量は大規模案件の影響によるものですが、既に撤去されています。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量

	新規	現確認箇所数		新	規確認量(t)	
		一 般 廃棄物	産 業 廃棄物		一 般 廃棄物	産 業 廃棄物
平成27年度	1,181	1,136	45	261	151	110
平成28年度	1,021	951	70	129	96	33
平成29年度	944	880	64	625	48	577
平成30年度	830	755	75	629	31	598
令和1年度	870	793	77	6,691	33	6,658
令和2年度	942	894	48	497	42	455
令和3年度	944	909	35	117	45	72
令和4年度	954	925	29	251	42	210
令和5年度	1,001	979	22	432	67	365
令和6年度	1,050	1,023	27	100	41	59

[※]新規確認量は、四捨五入で計算して表記していることから、合計値が合わない場合がある。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量の推移



(注16) 新規確認量 年度内に新たに確認された廃棄物の投棄量 以前から確認されていた場所の投棄量が増加した場合は、量のみ加算

(2) 課題

不法投棄については、県警、市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への 迅速な対応、監視パトロールなどへの積極的な取り組み、廃棄物対策連絡協議会が行う廃棄 物の撤去等への支援などを行ってきたところですが、依然として後を絶たない状況です。

不法投棄の行為者を特定し現状回復を進めるためには、早期発見・早期対応が重要なため、 県民も含めた不法投棄等の監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、 引き続き不法投棄対策を推進していく必要があります。

また、悪質な不法投棄事案については、廃棄物処理法に基づく行政処分や刑事告発など、厳しい措置を講じていく必要があります。

不法投棄の推移(県計)

(投棄量単位:トン)

区分		R2	R3		R4		R5		R6	
				前年度比 /構成比		前年度比 /構成比		前年度比 /構成比		前年度比 /構成比
新規	確認量	497	117	23.5	251	215.3	432	171.9	100	23.1
	中北	28	43	37.0	105	42.0	49	11.3	60	60.2
	峡東	353	14	11.9	13	5.2	30	6.9	11	11.0
	峡南	78	31	26.6	119	47.5	332	76.9	8	7.8
	富士·東部	39	29	24.5	13	5.4	21	4.9	21	21.1
新規	確認箇所数	942	944	100.2	954	101.1	1001	104.9	1050	104.9
	中北	181	177	18.8	228	23.9	194	19.4	214	20.4
	峡東	374	359	38.0	359	37.6	388	38.8	392	37.3
	峡南	84	103	10.9	96	10.1	83	8.3	96	9.1
	富士·東部	303	305	32.3	271	28.4	336	33.6	348	33.1
撤去		127	400	315.7	274	68.5	464	169.2	38	8.1
	中北	24	9	2.2	91	33.0	12	2.5	0	0.0
	峡東	62	260	65.0	30	10.9	40	8.6	10	26.5
	峡南	9	74	18.6	141	51.5	330	71.2	7	17.9
	富士·東部	32	57	14.3	12	4.6	82	17.7	21	55.6
撤去	<u></u>	933	833	89.3	792	95.1	992	125.3	856	86.3
	中北	131	130	15.6	145	18.3	129	13.0	74	8.6
	峡東	420	315	37.8	335	42.3	375	37.8	390	45.6
	峡南	78	75	9.0	79	10.0	64	6.5	76	8.9
	富士·東部	304	313	37.6	233	29.4	424	42.7	316	36.9
投棄	量(年度末残量)	878	595	67.7	572	91.2	542	94.8	604	111.4
	中北	57	92	15.4	106	26.4	143	26.4	203	33.6
	峡東	362	116	19.4	99	16.6	90	16.6	91	15.1
	峡南	138	95	15.9	73	13.8	75	13.8	76	12.6
	富士·東部	321	293	49.3	294	43.2	234	43.2	234	38.7
投棄的	箇所(年度末)	1,484	1,595	107.5	1757	110.2	1766	110.7	1960	111.6
	中北	221	268	16.8	351	20.0	416	23.6	556	28.4
	峡東	258	302	18.9	326	18.6	339	19.2	341	17.4
	峡南	489	517	32.4	534	30.3	553	31.2	573	29.1
	富士·東部	516	508	31.8	546	31.1	458	25.9	490	25.0

^{※「}前年度比/構成比|欄は、事務所合計の行が前年度比、事務所の行は構成比

[※] 投棄量及び撤去量については、四捨五入で計算して表記していることから、合計値が合わない場合がある。

4 社会情勢の変化への対応

近年、顕在化している環境問題として、食品ロスなどの日常の身近な問題から、海洋プラスチックなどの地球規模の問題があげられ、廃棄物処理においても、これらの問題に対応するため、一層の発生抑制・再使用・再生利用などの取り組みが必要となってきます。

食品ロス問題については、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行により、国民運動として一層推進されることになり、県民一人ひとりが食品ロスを減らす取り組みが、更に重要になってきます。

プラスチック問題への対応にあたっては、令和元年に環境省が策定した「プラスチック資源循環戦略」に基づき、持続可能な資源への転換を図り、石油由来の使い捨てプラスチックから、再生可能な植物由来素材等を用いた製品への切り替えを推進することが求められています。

この戦略を実現するため、令和4年に「プラスチック資源循環促進法(いわゆるプラ新法)」が施行されました。同法は、プラスチック製品の設計・使用・回収・再資源化に関する包括的な制度を整備し、事業者・自治体・消費者それぞれの役割を明確化することで、資源循環の促進を図るものとなっています。

こうした状況を踏まえ、山梨県では、令和7年に「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」 を改定し、基本方針、数値目標の新設など、より具体的・実効的な計画として策定しています。

食品ロスの削減の推進

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第1次基本方針:令和2年3月31日閣議決定)において、事業系食品ロスと家庭系食品ロスについて、2000年度比で2030年度までに半減させるという削減目標を設定していましたが、事業系食品ロスの削減目標は、2022年度に8年前倒しで達成されました。そこで、第2次基本方針が令和7年3月25日に閣議決定され、以下のとおり新たな削減目標が示されました。

食品ロスの削減目標

2000 年度比で 2030 年度までに

- ①家庭系食品ロスは、50%減を早期達成事業系食品ロスは、60%減【新規】
- ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

プラスチック資源循環促進法の概要

プラスチック製品の設計から回収・再資源化までの全工程において、事業者・自治体・消費者が協働して資源循環を推進することを目的とする法律であり、3R+Renewable(再生可能資源の活用)を基本原則としています。

<リデュース(排出抑制)>

- ・使い捨てプラスチックの使用削減や代替素材(紙・バイオプラ等)の導入を推進。
- ・製品設計段階からの軽量化・長寿命化による廃棄物発生の抑制。

<リユース・リサイクル>

- ・事業者による自主回収・再資源化事業の推進と再利用可能な製品設計の促進。
- ・市町村と連携した分別回収体制の強化と再商品化の促進。

<再生利用・バイオプラ>

- ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックの利用拡大を支援。
- ・再生素材を活用した製品の普及と市場循環を確立

1 基本方針の考え方

循環型社会の形成の推進に当たっては、できる限り「ごみにしない」との発生抑制を優先するとともに、廃棄物となったものは、不適正処理の防止や環境への負荷軽減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最後に残った廃棄物については適正処分することを基本とします。

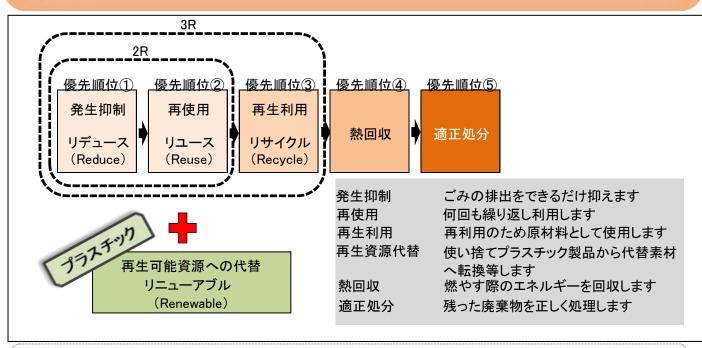
近年課題となっている海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機とし、プラスチックの資源循環体制を包括的に強化するため、令和4年4月から「プラスチック資源循環促進法」が施行された。また、令和7年3月に具体的かつ実効性のある計画として本県が改定した「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、その基本原則である3R+Renewable(注17)(再生可能資源への代替)を推進します。

ついては、次の基本方針に基づき、廃棄物の発生抑制等に係る数値目標を設定し、県 民・事業者・行政の役割と取り組み事項を示して各種施策を推進します。

併せて第3次山梨県環境基本計画との整合を図り、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の考え方の活用に努めます。

《基本方針》

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方を抜本的に見直し、「物を大切にする文化」の継承と発展を基盤とします。その上で、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を一層強化するとともに、再生可能資源への転換を意味する Renewabl を推進し、資源の有効活用と環境負荷の低減を図ることで、持続可能な循環型社会の形成を進めます。



(注17) Renewable

Renewable は令和元年の「プラスチック資源循環戦略」で初めて提唱された。従来の 3R に加え、化石資源に依存しない紙や木質、バイオマスプラスチックなどの再生可能資源への転換を促進するものであり、脱炭素社会および循環経済の実現に寄与する概念である。プラスチック資源循環促進法の基本方針等において、再生可能素材への転換促進の思想が明確に含まれている。

2 計画の推進に当たり特に留意する事項

(1)発生抑制(リデュース) ~ものの生産と消費を工夫して、ごみの発生を抑制します。~

- ・食品ロス削減、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やマイバッグの使用など、県民一人ひとりの生活様式の変化に根ざした日常生活におけるごみの発生抑制を推進します。
- ・海洋汚染の一因であるプラスチックごみ問題の解消に向け、内陸県である本県も海洋汚染との関連を意識し、隣県や広域的な取組と連携する中で発生抑制対策を推進します。
- ·「Society5.0」(注 18)や「グリーントランスフォーメーション」(注 19)等のデジタル技術の活用 及び環境・経済・社会の三位一体の視点から資源循環社会の形成も視野に、発生抑制に 資する施策の形成を目指します。

(2) 再使用(リユース)・再生利用(リサイクル) ~限りある資源を循環して利用します。~

- ・高齢化社会の進展に伴う集団回収活動の低下や、プラスチック類の一括回収に向けた制度 的変化など、資源物回収を取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな回収手法や体制整備 について検討を進めます。
- ・ごみ処理広域化計画を推進し、処理施設の集約化や効率化を進めることにより、資源物の 回収精度を高め、リサイクル率の向上につなげます。
- ・全国の自治体における優良事例の収集・紹介・普及に努め、成功事例を県内市町村へ展開 することにより、地域の取組の底上げを図ります。

(3)再生可能資源への代替(リニューアブル) ~植物由来等プラスチックの代替利用等を促進します。~

·プラスチック製品の使用抑制を図るため、プラスチック代替素材の活用を促すとともに、市町 村や事業者等と連携して先進事例の情報共有や普及啓発等に努めます。

(4)不測の事態でも揺るがない体制の構築

- ・災害により発生する大量の廃棄物の適正処理や分別、選別、再生利用による減量化など、 適正かつ円滑・迅速な処理を可能とする廃棄物処理体制の整備を進めます。
- ・災害等の不測の事態によって、廃棄物処理事業に支障が生ずることがないよう、市町村等 や処理業者が事業継続計画(BCP)を策定すること等により事業の着実な継続に努めます。

【本計画で活用する SDGs】



(注 18) Society5.0 (ソサエティ 5.0)

AI や IoT 等の先端技術を活用し、現実とデジタルを融合させることで、少子高齢化や環境問題など社会課題の解決を目指す新しい社会の姿。

(注 19) グリーントランスフォーメーション (GX) 脱炭素化や資源循環を通じて、経済構造や社会の仕組みを持続可能な形へ転換する取り組み。

第4章 計画の目標

本県の廃棄物をめぐる現状と課題、目標に対する令和 5 年度の達成状況や国の動向を踏まえ、県や市町村が施策を推進し、県民、事業者の発生抑制や再生利用の主体的な取り組みが行われることを前提にしながら本県の現状や特性を考慮し、計画期間の令和 12 年度における望ましい水準としての目標値を設定します。

1 一般廃棄物

(1)一般廃棄物に係る数値目標

①国の示す数値目標

国では、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づく基本方針で定める都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を、令和7年2月の通知において次のとおり示しました。

○国の基本方針

同目標値は、基準年度を令和4年度として令和 12 年度における目標値を以下のとおり設定しています。

項目	基準年度		目相	票年度	増減量	増減	
令和4年度(実績値		度(実績値)	令和12年度(目標値)		行//以 <u>年</u>	7 E 119%	
排出量	4,034	万トン	3,700	万トン	△334 千トン	△9.0%	
再生利用率	20	%	26	%	_	+6ポイント	
最終処分量	337	万トン	320	万トン	△17 千トン	△5.0%	
一人一日当たり の家庭ごみの排 出量	496	g	47	8 g	△18 g	△3.6%	
一人一日当たり のごみ焼却量 (新設)	679	g	58	0 g	△99 g	△14.6%	

※ 国は、第5次循環型社会形成推進基本計画において、新たに「一人一日当たりのごみ 焼却量」を数値目標として位置付けています。

これは、従来の排出量や再生利用率の指標だけでは把握しにくかった「焼却から資源循環への移行」を明確に示すためのものです。

具体的には、これまで焼却処理されてきた有機物やプラスチック等を肥料化・堆肥化・メタン化などの循環利用に転換することで、資源の有効活用を図るとともに、焼却に伴う温室効果ガス排出の削減にも資するものです。

国の数値目標は令和4年度を基準に設定されているが、既に令和5年度の実績値が発表されていることから、令和5年度を基準年にして令和12年の目標値を算出した場合の数値は次のとおりとなる。令和12年度の目標値は据え置いていることから、増減率(%)のみが変化しています。

項目	基準年度		目村	票年度	増減量	増減	
	令和5年度(実績値)		令和12年度(目標値)		<i>垣</i> /	≥EE //P\$\	
排出量	3,897	万トン	3,700	万トン	△197 千トン	△5.1%	
再生利用率	19.5	%	26	%	_	+6.5ポイント	
最終処分量	316	万トン	320	万トン	4 千トン	1.3%	
一人一日当たり の家庭ごみの排 出量	475	g	47	8 g	3 g	0.6%	
一人一日当たり のごみ焼却量 (新設)	660	g	58	0 g	△80 g	△12.1%	

②本県の数値目標

項		基準年度	目標年度	増減量	増減	
次 · 口		令和5年度	令和12年度	□ / □ / N 里	ZEI //5%	
排出量		274 千トン	259 千トン	△15 千トン	△5.5%	
	生活系ごみ	190 千トン	180 千トン	△10 千トン	△5.3%	
	事業系ごみ	80 千トン	76 千トン	△4 千トン	△5.0%	
	集団回収量	4 千トン	3 千トン	△1 千トン	△25.0%	
再生利用率		15.6 %	16.0 %	-	+0.4ポイント	
最終処分量		19 チトン	18 千トン	△1 千トン	△5.3%	
一人一日当たりの家庭ごみの 排出量		562 g	532 g	∆30 g	△5.3%	
一人一日当た	りのごみ焼却量	771 g	678 g	△93 g	△12.1%	

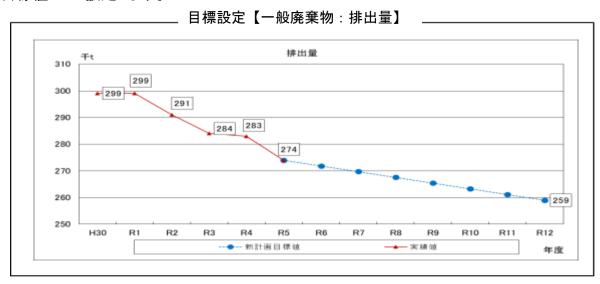
② -1 数值目標

- ◆令和 12 年度の一般廃棄物の排出量は、令和5年度の 274 千トンから 259 千トンに削減することを目標とします。
- ◆令和 12 年度の再生利用率は、令和5年度の 15.6%から 16%にすることを目標とします。
- ◆令和 12 年度の最終処分量は、令和5年度の 19 千トンから 18 千トンに削減することを目標とします。
- ◆令和 12 年度の一人一日当たりの家庭ごみの排出量は、令和5年度の 562gから 532gに削減することを目標とします。
- ◆令和 12 年度の一人一日当たりのごみ焼却量は、令和5年度の 771gから 678gに削減することを目標とします。

②-2 目標設定の考え方

ア 排出量

本県では令和5年度実績値を基準年度として設定しているため、令和 12 年度までに国の目標に基づき算出した場合、基準年度比でおおむね5%程度の削減率となる。そのため排出量のなかで大きな比重を占める生活系ごみの発生抑制に重点的に取り組み、5.5%減の 259 千トンを目標値として設定します。



イ再生利用率

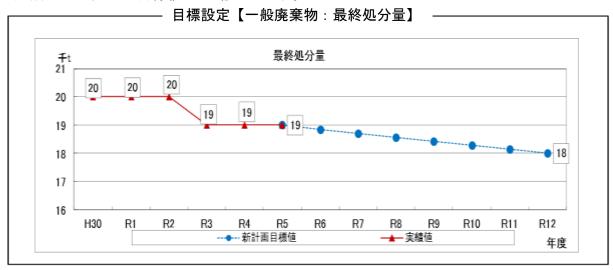
本県の一般廃棄物における再生利用率は、令和5年度には 15.6%にとどまっており、令和2年度を境に右肩下がりの傾向が続いています。国においては、令和 12 年度までに基準年度比で 6.5 ポイントの増加を目標として掲げているが、本県の現状を踏まえると、国の数値(22.1%)をそのまま適用することは現実的ではなく、達成困難と見込まれます。

また、本県ではこれまで再生利用率が 20%を超えた実績はなく、特に直近3年間は減少を続けているなど、全国平均との差が拡大している状況にある。このため、現状を踏まえつつ当面は現状維持を基本とし、目標値として設定します。



ウ 最終処分量

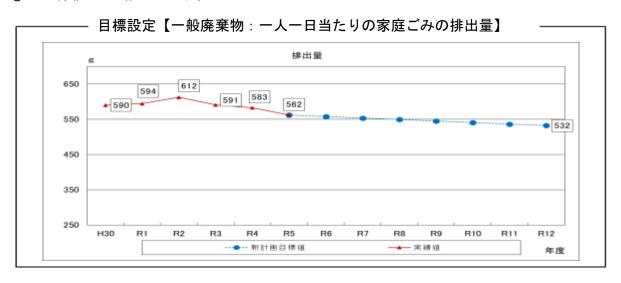
最終処分量については、令和5年度実績値を基準とすると国は令和12年度まで約1%増加までに抑えることを目指しているが、本県では今後の発生抑制や資源化への取り組みを勘案し、5.3%減の18千トンを目標値として設定します。



エ 一人一日当たりの家庭ごみの排出量

国は、大幅な削減が難しいことを見込み、令和7年2月に前方針より低い目標値(440g⇒478g)を示したが、令和5年度実績値を基準とすると国の目標値は令和 12 年度まで約1%以内に抑えることになります。

このため、本県では県内の実態を踏まえ令和 12 年度の総排出量に占める生活系ごみの削減率 5.3%減に合わせる形で目標値を設定することとし、令和5年度実績値 562g から約 30g 減の532g を目標値として設定します。



オ 一人一日当たりのごみ焼却量

国の目標値と同様の削減割合とし、令和5年度の実績値 12%減の 678g 以下を目標値として設定します。

(2)目標を達成するために取り組むことが必要と想定される施策

① 一人一日当たりの家庭から排出するごみの量の削減

ア趣旨

本県の一人一日当たりの家庭から排出するごみの量は、全国平均値との差が拡大しており、その要因として分別が十分に行われず再生利用可能なものをごみとして排出している点が考えられます。

このため、生活系ごみの発生抑制と再生利用率の向上のための取り組みにおいては、住民のごみに対する意識や行動の変革を促すこととし、以下の対策に重点的に取り組みます。

イ 重点的に取り組む対策

<排出抑制>

- ・指定ごみ袋の導入は発生抑制に有効であることから、指定ごみ袋未導入の市町村に技術的な助言を実施し、令和 12 年度までに全市町村で導入します。
- ·SNS や ICT を活用した分別方法(アプリ)の周知、ごみ出し支援体制の強化等を検討することで従来の取り組みをさらに促進します。
- ・コストの「見える化」として、広報紙やホームページ、SNS(LINE、YouTube)等でごみ処理費用を公開し、日常のごみ排出に要する社会的コストを住民に周知することで、排出抑制の意識を高めます。
- ・食品ロス削減の徹底として、県および市町村が定める食品ロス削減推進計画に基づき、家庭・事業所・学校給食等での削減を強化します。
- ・プラスチックごみ対策については、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、使い 捨てプラスチックの使用抑制や再使用・再生利用の拡大を推進します。
- ・ごみの発生抑制を進めるにあたっては、行政のみならず、NPO・NGO 等の地域各団体と連携して、啓発活動等を実施し、地域全体で発生抑制を推進します。

<再生利用>

- ・集団回収活動の低下などにより、資源回収等が減少しているが集団回収・店頭回収を拡充するため住民団体へのインセンティブ付与や店頭回収の実態把握を進め、全体として資源化率を高めます。
- ・市町村に対して住民が利用しやすいリサイクルステーションの設置・運営を促すと ともに、優良事例の紹介や分別ルールをわかりやすく示した啓発媒体の作成等に より、県民の理解と協力を促進する。また、住民レベルで再生利用を「楽しく」「お 得に」実行できるよう、新たなアイディアを募り、施策へ反映します。

- ・サーキュラーエコノミー(循環型経済)の推進により、再生資源の活用と地域経済 の循環を両立させ、資源を最大限に生かす取り組みを検討します。
- ・スーパー等による店頭回収量は反映されていないことから、再生利用率を正確に 把握するための集計方法の改善を検討し、実態に即した評価体制を検討します。

<行政職員の資質向上>

・住民の活動を後押しする職員の資質向上が求められることから、専門家など外部 講師による県・市町村職員を対象とした研修を実施し、施策の企画力・実行力を 高めます。

ウ 期待される効果

・一人一日当たりの家庭から排出するごみの量の削減 562g(令和5年度実績) →532g(令和 12 年度目標)

② 超高齢社会への対応

ア趣旨

高齢化の進展に伴い、集団回収による資源物の回収活動が低調になることが想定されるため、誰にとっても分かりやすく、負担の少ない分別・収集方法の導入や、地域の実情に即した柔軟な仕組みづくりが求められます。

イ 重点的に取り組む対策

- ・高齢化の進展に伴い、ごみ収集や分別の在り方について、県・市町村で勉強会を 開催し、常に最新の知見を取り入れた施策立案に努めます。
- ・高齢者のごみ出し支援の受け皿となり得る事業者(社会福祉協議会やシルバー人 材センター等)と支援の在り方について検討します。

ウ 期待される効果

- ・今後、更なる高齢化が進展しても、資源化率の向上や、ごみの適正処理が確保される社会が維持されます。
- ・ごみの適正処理体制を維持するとともに、高齢者の社会参加や地域コミュニティの 活性化にもつなげていきます。

2 産業廃棄物

(1) 排出量と処理状況の将来推計

①排出量の将来推計

令和5年度の実績値を基に、令和 12 年度の業種別の排出量を推定**した結果は次のとおりです。

業種別排出量の将来推計

項目	令和 5	5 年度	令和 12 年度		
人 ロ	排出量(千t)	構成 (%)	排出量(千t)	構成(%)	
鉱業	205	12.4	214	12.6	
建設業	525	31.8	570	33.5	
農業	167	10.1	167	9.8	
電気・水道業	433	26.2	409	24.0	
製造業	303	18.4	324	19.0	
その他	17	1.0	18	1.1	
合計	1,650	100	1,702	100	

[※]排出原単位及び処理形態も将来にわたり一定であると仮定し、経済センサス等の各種経済指標 の伸び率で排出量を推定しました。

種類別排出量の将来推計

75 D	令和 5 年	F度	令和 12 年度		
項目	排出量(千t)	構成 (%)	排出量(千t)	構成 (%)	
汚泥	798	48.4	789	46.4	
がれき類	335	20.3	364	21.4	
家畜ふん尿	167	10.1	167	9.8	
金属くず	14	0.8	15	0.9	
廃プラ	46	2.8	48	2.8	
その他	290	17.6	319	18.7	
合計	1,650	100	1,702	100	

②処理状況の将来推計

令和5年度における業種別の排出量に対する再生利用量、中間処理減量化量、最終処分量等の割合が将来も同程度で推移すると仮定し、推計した結果は次のとおりです。

業種別処理状況の将来推計

令和 12 年度推計

令和 12 年度の再生利用率は1ポイント増となる 57%と予測され、最終処分量は、2千トン増の 27千トンと予測されます。

業種	排出量 (千 t)	再生利用 量 (千 t)	再生利用 率 (%)	減量化量 (千 t)	減量化率 (%)	最終処分量 (千 t)	最終処分 率 (%)
鉱業	214	198	92.5	16	7.5	0	0
建設業	570	541	94.9	11	1.9	18	3.2
農業	167	158	94.6	8	4.8	0	0.0
電気・水道業	409	43	10.5	366	89.5	0	0
製造業	324	169	52.2	149	46.0	7	2.2
その他	18	11	61.1	5	27.8	2	11.1
合計	1,702	1,120	57	555	33	27	2

[※]四捨五入の関係で、各表における内訳の合計が総数と一致しない場合があります。

(参考)令和5年度実績

業種	排出量 (千 t)	再生利用 量 (千 t)	再生利用 率 (%)	減量化量 (千 t)	減量化率 (%)	最終処分 量 (千 t)	最終処分 率 (%)
鉱業	205	189	92.2	15	7.3	0	0
建設業	525	498	94.9	10	1.9	16	3.0
農業	167	158	94.6	8	4.8	0	0
電気・水道業	433	46	10.6	387	89.4	0	0
製造業	303	160	52.8	137	45.2	6	2.0
その他	17	11	64.7	6	35.3	3	17.6
合計	1,650	1,062	56	563	34	25	2

[※]四捨五入の関係で、各表における内訳の合計が総数と一致しない場合があります。

[※]減量化率、最終処分率については四捨五入しています。

[※]減量化率、最終処分率については四捨五入しています。

(2) 産業廃棄物に係る数値目標

①国の示す数値目標

国では、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づく基本方針で定める都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を、令和7年2月の通知において次のとおり示しました。

・排 出 量: 令和 12 年度に排出量の増加を令和4年度に対して約1%に抑制します。

・再生利用率: 令和 12 年度に出口側の循環利用率を約 37%とします。

・最終処分量: 令和 12 年度に令和4年度に対して約 10%削減します。

項目	基準年度	目標年度の指標		
	令和4年度(実績)	令和 12 年度		
排出量	370 百万 t	令和4年度に対して約1%に抑制		
再生利用率	36%**	37%		
最終処分量	8.7 百万 t	令和4年度に対して約10%削減		

[※]令和4年度実績(確定値)の再生利用率は、国で数値を示していないため、本県で算出したものです。

②本県の数値目標

令和 12 年度における本県の数値目標は、次のとおりです。

②-1 数值目標

項目	基準年度	目標年度	増減量	増減
	令和5年度	令和12年度		
排出量	1,650 千トン	1,676 チトン	26 千トン	1.58%
再生利用率	56 %	57 %	-	1 ポイント
最終処分量	25 千トン	26 チトン	1 千トン	4.00%

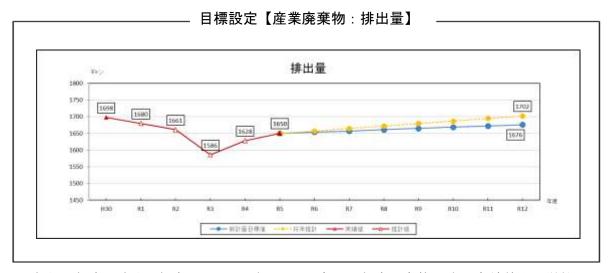
- ◆令和 12 年度の産業廃棄物の排出量は、1,676 千トンを目標とします。
- ◆令和 12 年度の再生利用率は、57%を目標とします。
- ◆令和 12 年度の最終処分量は、26 千トンを目標とします。

②-2 目標設定の考え方

ア 排出量

排出量全体では、緩やかに増加することが予測され、令和 12 年度で令和5年度と比較し、約 3.2%増の 1.702 千tと見込まれます。

特に、リニア中央新幹線等の大型工事により、引き続き建設業の発生量が増加することが予測されますが、排出抑制に努め、令和5年度に対して 1.6%(基準年と将来推計の伸び率 3.2%の半分)に抑制し、1.676 千トンを目標値とします。

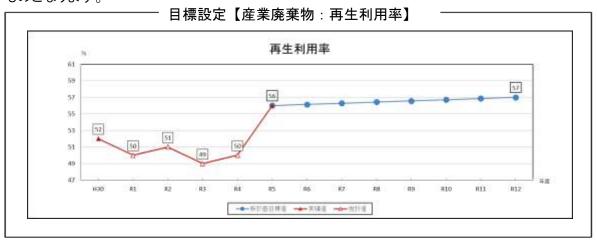


※令和元年度~令和4年度における調査では、平成 30 年度の実態調査の実績値を原単位として、各年度の経済センサス等の統計指標を用いて推計しました。

イ 再生利用率

再生利用率は、令和12年度で令和5年度と比較し、1ポイント増の57%と見込まれます。再生利用率の目標値は、将来推計に沿った57%を数値目標とします。

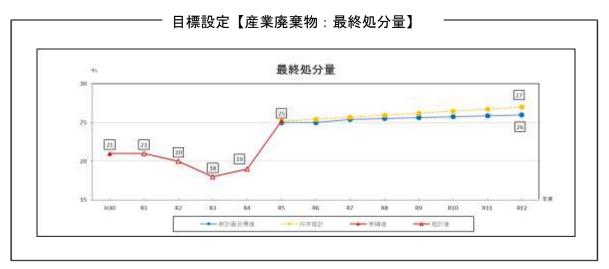
これは令和12年度の再生利用率を約37%にするという国の示した数値目標を大きく上回るものとなります。



※令和元年度~令和4年度における調査では、平成 30 年度の実態調査の実績値を原単位として、各年度の経済センサス等の統計指標を用いて推計しました。

ウ 最終処分量

最終処分量は増加することが予測され、令和 12 年度で 27 千トンと見込まれますが、排出量と同様に抑制に努め、令和5年度に対して4%の増加に抑制し、26 千トンを目標値とします。



※令和元年度~令和4年度における調査では、平成30年度の実態調査の実績値を原単位として、各年度の経済センサス等の統計指標を用いて推計しました。

第5章 各主体の役割と主な取り組み事項

日常生活や事業活動から発生する生活系・事業系一般廃棄物については、県民の環境意識の高まりや、県民・事業者・行政の協働による取り組みの進展により、減量化や資源化が一定の成果を上げています。一方で、全国平均と比較すると本県の減量化や再生利用の進捗は依然として低い状況にあり差が拡大しています。人口減少・高齢化に伴う地域活動の縮小、さらに新たな消費行動の変化など、廃棄物の発生構造にも変化が生じています。

また、近年頻発する地震・豪雨・台風などの災害により、大量の災害廃棄物が発生し、その処理の遅れが地域の復旧・復興の妨げとなる事例が全国的に見られました。このため、平時から災害時を見据えた適正かつ迅速な廃棄物処理体制の整備が極めて重要となっています。

こうした背景のもと、本計画では、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を再認識し、主体的な行動を促すとともに、NPOや地域団体等の多様な主体との連携により、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を総合的に推進します。

本計画では、次のとおり各主体の役割と主な取り組み事項を示します。

また、前章の「発生抑制等の目標」の達成に向けた参考指標として、各主体の行動目標を掲げます。

1 県民の役割と主な取り組み事項

(1) 役割

県民は、廃棄物等の排出者であると同時に、循環型社会の形成を支える主体でもあります。「物を大切にする文化」を基盤に、環境への負荷をできる限り抑制する行動を意識し、持続可能なライフスタイルへの転換を図ることが求められています。

<発生抑制>

商品の購入に当たっては、簡易包装や詰替え可能商品、長寿命で修理可能な製品、再生材を使用した製品の利用を心がけます。

また、マイバッグ・マイボトル・マイ箸の持参や、過剰包装の辞退を習慣化することで、使い捨て プラスチックの排出削減を図ります。さらに食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切り・コンポスト 化による発生抑制、フリーマーケットやフリマアプリ、リユースショップ等を活用し、限りある資源を循 環させる消費行動を推進します。

<適正な循環的利用>

一般廃棄物の排出に当たっては、市町村ごとの分別ルールに応じて排出し、適正な循環的利用に取り組みます。

建築物等の解体工事に要する費用負担や廃家電製品の引き渡し、廃自動車の自動車リサイクル業者への適正な引き渡し等、関係法令に則り行動します。

(2) 取り組み事項

①行動目標

○一人一日当たりの家庭ごみの排出量

-5.3%(30g)削減 562g(R5)→532g(R12) 参考: 全国475g(R5)

②主な取り組み事例

○買い物での取り組み

- ・マイバッグ等の利用により、レジ袋や使い捨て容器の使用を削減
- ・過剰包装や不要な包装の辞退、簡易包装商品や長期使用可能な商品の優先購入
- ・再生利用が容易な製品や再生品、リサイクル製品の優先購入
- ・再生品、リサイクル製品、中古品、レンタル・シェアサービスの積極的な活用
- ・食品の購入では、賞味期限・消費期限の正しい理解を深め、適量購入・計画的消費により、食品ロスを削減

○使用での取り組み

- ・マイボトル・マイはし等を活用し、使い捨て製品の使用を控える
- ・製品を修理・再利用し、長期間大切に使用するなど、「物を大切にする文化」を実践
- ・食材の使い切り、調理での生ごみを少なくする工夫、過度な鮮度志向を抑え、家庭からの食品ロスの削減を推進

○廃棄での取り組み

- ・かん、ビン、ペットボトル、プラスチック等の資源物の分別徹底、市町村のルールに従い 分別・排出
- ・分別を徹底し、リサイクルステーション等を活用
- ・生ごみの水切りや乾燥を徹底し、家庭や地域でのコンポスト化を推進
- ・家電製品やリチウムイオン電池(バッテリー)及び小型電子機器等は、適正ルートで回収・再資源化
- ・フリーマーケットやフリマアプリ等を通じたリユースを促進
- ・新たなプラスチック資源化制度が実施された際の分別回収への協力

○日常生活での取り組み

- ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加
- ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報への協力
- ・外食における適度な注文、食べ残し削減等(3010運動)を実践
- ・日常生活の中で、環境にやさしい行動を意識的に取り入れ、循環型ライフスタイルの 定着

2 事業者の役割と主な取り組み事項

(1) 役割

事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物の排出抑制に努めなければなりません。原材料の選定や製品の開発・生産・流通・廃棄の過程における廃棄物の発生抑制や循環的利用の自主的・積極的な取り組みが必要です。

排出する廃棄物については法令に則り、排出者として適正処理をする責任を有します。また、排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正価格で、優良な廃棄物処理業者に委託するよう努めることが重要です。

廃棄物処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、排出事業者から委託された廃棄物を適正処理し、再資源化に努めることが期待されます。

(2)取り組み事項

①行動目標

(R5基準 → R12目標)

○事業系一般廃棄物排出量

令和5年度に比べ、5%の削減 80千t(R5) → 76千t(R12)

〇産業廃棄物排出量

令和5年度に比べ、増加を約1.6%以内に抑制 1,650千t(R5) → 1,676千t(R12)

②主な取り組み事項

○生産過程の取り組み

発生抑制

- ・無駄な生産をなくすため、必要に応じた生産量や生産時期に見直し
- ・廃棄物が発生しにくい生産工程や製品等への改善、原材料の転換
- ・リサイクル製品やエコ製品、長期使用可能な商品や詰替商品、製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品開発
- ・消費実態に合わせた容量の適正化

循環的利用

- ・設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮や分別可能な製品開発
- ・建設資材等の再使用、リサイクル資材の利用
- ・物品の繰り返し使用や使用済み物品・部品等の再使用
- ・廃棄物や再生品等の原材料としての使用、副産物の有効利用
- ・食品残渣や生ごみ等、食品廃棄物の発酵処理や飼料、堆肥化による資源 回収
- ・バイオマス発電等でのエネルギー資源としての活用
- ・資源・エネルギー利用の効率化

○流通過程の取り組み

発生抑制

- ・包装資材・梱包材の削減・再使用、運搬方法の効率化
- 建設資材の運搬方法の効率化
- ・簡易包装やマイバッグの利用促進など、ごみをできる限り発生させない商品の提供 方法の工夫
- ・消費実態に合わせた容量の適正化や少量販売の工夫により、食品残渣をできる限り発生させない食事や商品の提供方法の工夫

循環的利用

- ・リユースびん等の再使用可能容器の利用促進と回収体制の整備
- ·容器·包装資材等の繰り返し使用、梱包材·型枠材の再使用、再生素材の容器· 包装材等としての利用
- ・リサイクル資材・製品の積極的な利用・販売

○一般業務での取り組み

発生抑制

- ・使い捨て製品ではなく、繰り返し使用ができる製品への転換
- ・食品残渣や生ごみ等、食品廃棄物の生ごみ処理機等での減量処理
- ・廃棄物減量計画の作成や取り組みの実践(主に多量排出事業者)
- ・「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決する試みである「Society 5.0」に伴う環境変化への対応

循環的利用

- ・紙類、コピー用紙などの分別による資源化を徹底し、廃棄物のリサイクル率向上
- ・事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた再資源化、堆肥・飼料化等
- ・市町村・自治会・リサイクル業者との連携により、資源ごみの回収・再利用を促進
- ・製造事業者・小売事業者等と廃棄物処理事業者・リサイクル事業者等との密接な 連携により、より多くの循環資源の活用

○適正排出、処理等への取り組み

- ·ISO14001(注20)の取得やエコアクション21(注21)等の環境マネジメントシステム (注22)の導入
- ・県、市町村によるごみ減量、リサイクル、適正処理のための施策への協力
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適正な排出・処理ルートを確保
- ・法令に則った廃棄物の保管や、産業廃棄物の処理委託でのマニフェスト交付による処理状況の確認等、責任を持った廃棄物の適正処理
- ・電子マニフェスト使用による情報管理の合理化や廃棄物の適正処理
- ·「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったPCB廃棄物処理
- ・国が示す処理期限を過ぎたPCB廃棄物への対応方針に基づく適正処理
- ・アスベスト廃棄物や感染性廃棄物の適正処理
- ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報への協力
- ·「優良産廃処理業者認定制度」、「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を活用した適正処理

(注20) ISO14001

企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの 改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項 が規定されている。

(注21) エコアクション21

中小企業や教育機関、地方公共団体等においても容易に環境配慮の取り組みを 進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価 及び環境報告を一つに統合した環境配慮ツール。

(注22) 環境マネジメントシステム (EMS)

企業や団体等の組織が環境方針や目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを 実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

山梨県でも事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、「山梨県地球温暖化対策実行計画」により、庁内の排出量の集計・算出・分析をとおして、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めている。

3 市町村の役割と主な取り組み事項

(1) 役割

市町村は、その区域内の一般廃棄物について、発生抑制に向けた県民、事業者の行動変容を促すとともに、分別収集や再生利用などの循環的利用や廃棄物の適正処理を行う責務を有しています。

く普及啓発>

このため市町村は、自らの一般廃棄物処理事業を定量的に評価し、住民にごみ処理の現状(ごみ処理費用の「見える化」を含む。)や3R の効果、食育や賞味期限等の正しい理解についての情報提供や消費者教育等を通じて発生抑制に向けた意識改革を促すことなどにより、ごみ減量等の取り組みや適正処理を促進する必要があります。

<廃棄物処理施設の整備>

廃棄物処理施設の長寿命化やごみ処理の広域化など、安定的・効率的なごみ処理体制を構築するとともに、焼却施設更新の際には、熱回収による高効率なごみ発電施設等の導入や収集運搬における環境負荷のより少ない自動車の導入など、地球温暖化防止対策の更なる推進にも配慮した取り組みが求められます。

<災害廃棄物処理対策>

災害廃棄物の仮置場候補地の確保や市町村災害廃棄物処理計画等の策定・見直し、地

域防災計画の見直しに加え、平時からの訓練及び災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制、広域的な災害廃棄物処理体制の構築等により、いかなる災害が起きた際にも対応できる廃棄物処理体制を整備する必要があります。

(2) 取り組み事項

①行動目標

- 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の定期的な見直し
- 災害時にも迅速かつ円滑に対応できる廃棄物処理体制の整備

②主な取り組み事項

○生活系ごみの発生抑制のための取り組み

- ・出前講座やワークショップ等による環境教育や啓発活動の充実と、地域住民が主体的に参加できる機会の創出
- ・ごみ処理の現状やコスト、3Rの効果を「見える化」し、理解を深めるための広報媒体(HP、SNS、動画等)の充実やごみ減量等への意識改革につながるごみ処理施設の見学機会の拡充
- ・ごみ処理の有料化制度(受益者負担の適正化)の検討・実施
- ・ごみ減量・リサイクルを推進する地区指導員等の育成・確保
- ・食品ロス削減推進計画に基づき、食育や賞味期限等の正しい理解促進・適量購入食べ残し削減等の行動変容を推進
- ・プラスチック資源循環促進法に基づき、使い捨てプラスチックの削減・再利用・代替素材導入に向けた啓発を強化
- ・その他プラスチック製容器包装の分別回収
- ・地域循環圏(注23)の構築に向け、プラスチック・生ごみ等の最適規模での循環 的利用の検討

○事業系ごみの発生抑制等のための取り組み

- ・商工会や業界団体を通じた事業者への普及啓発・情報共有の強化
- ·多量排出事業者への減量計画·報告制度の推進と指導体制の充実
- ・搬入検査体制の強化、排出抑制効果を反映した搬入手数料の見直し
- ・事業系資源ごみの回収体制の構築と事業者の取り組み支援
- ・公共施設・学校での模範的なリサイクル・資源化の実施
- ・デジタル化による搬入量管理・分析システムを導入し、処理を効率化

○再生利用の促進のための取り組み

- ・正しい分別の知識の普及に向けた広報や説明会等
- ·分別·資源化の成果や3Rの効果を周知し、住民参加を促す情報発信
- ・住民が利用しやすいリサイクルステーション等の資源物回収拠点の運営・増設
- ・ミックスペーパーやその他プラスチック、廃食用油等の収集品目拡充と分別強化

- ・資源回収への参加動機付け(ポイント制等)の拡充
- ・生ごみ堆肥化処理の拠点整備と利用促進に向けた住民、事業者との連携
- ・住民・事業者・NPOとの協働による地域型リユース・リサイクル活動の支援
- ・使用済み小型電子機器等の地域の実情に応じた回収体制の構築や普及啓発
- ・溶融スラグ等の公共工事等への積極的活用

○適正処理の推進

- ・一般廃棄物処理計画に基づく取組みの着実な推進とPDCAによる定期見直し
- ・処理コストの分析や国の3Rの指針を踏まえた情報提供の充実
- ・一般廃棄物の収集運搬における環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等
- ・廃棄物処理施設の長寿命化によるごみ処理低炭素化の実現
- ·焼却施設の更新での高効率なごみ発電等エネルギー回収施設の導入による温暖化対策
- ・し尿・浄化槽汚泥と生ごみを一体的に処理する、有機性廃棄物リサイクル施設の 整備
- ・ごみ処理広域化に向けた他市町村・事務組合等との連携
- ・感染症流行時や非常時等に備えた、事業継続計画(BCP)の策定と体制整備
- · 廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対する県、警察等との連携による 立入調査・監視指導
- ・不法投棄監視体制の強化や関係機関との連携による不法投棄防止対策
- ・超高齢社会に対応した分別・収集体制の構築
- ·家電リサイクル法に基づく小売業者の引取義務のない特定家庭用機器一般廃棄物の地域の実情に応じた回収体制の構築や普及啓発
- ・水銀・家電・小型電子機器リサイクルの普及と地域に応じた回収ルート確保
- ・広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理
- ・リチウムイオン電池(バッテリー)の適正分別・回収体制の整備、普及啓発の推進
- ・障がい者等への分別・ゴミ出し支援

○災害廃棄物対策

- ·災害廃棄物処理計画や事業継続計画(BCP)の策定·更新、地域防災計画との 整合強化
- ・平時からの災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制、広域的な災害廃棄物処理体制の構築等を通じた強靱な廃棄物処理体制の整備
- ・災害廃棄物処理の対応力向上訓練・情報伝達訓練の定期的な実施
- ・処理能力に余裕を持った焼却施設の整備
- ・災害廃棄物仮置場候補地や必要な人員・資機材の確保
- ·広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理と、緊急時の代替処分体制 の確立

(注23) 地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源をなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方。

廃棄物焼却施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業として、ごみ焼却に伴う廃熱回収による蒸気と発電電力を、周辺公共施設に供給し、災害にも強い自立分散・ネットワーク型のエネルギーシステムを構築する事例が紹介されている。

4 県の役割

(1) 役割

県は、市町村に一般廃棄物についての技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、 処分等の状況把握や適正処理の推進など、県内の廃棄物処理の総合調整的な役割を有しています。

このため、県内の廃棄物の発生状況や処理・再資源化の実態を的確に把握し、デジタル技術やデータ分析の活用により、発生抑制・循環利用・適正処理を一体的に推進します。

また、国の「循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環促進法」等の施策と整合を図り、カーボンニュートラルや地域循環共生圏の形成に資する取り組みを進めることが重要です。

さらに、近年頻発する大規模災害や地震を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針に基づき、 県災害廃棄物処理計画を適宜見直していきます。平時から、市町村、処理業者、関係機関 等との連携体制を強化し、災害発生時に迅速かつ円滑な処理が行えるよう、広域的な連携 体制の構築や人材育成を推進し、いかなる災害が起きた際にも円滑・迅速に対応できる廃棄 物処理体制を整備する必要があります。

第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み

1 施策の方向

本県における廃棄物をめぐる課題は、人口減少や高齢化の進行、生活様式や消費行動の多様化により、従来よりも複雑化・多様化しています。こうした中、前計画で推進してきた廃棄物の発生抑制や再生利用の取り組みを一層強化するとともに、県民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成を加速させていくことが求められています。

その際、環境負荷の低減に加え、デジタル技術(DX)等の活用により、効率的かつ持続可能な廃棄物管理体制の構築を目指します。また、Society 5.0 の実現を見据え、AI やIoT 等の先端技術を活用した資源循環や分別支援システムの導入等を促進します。

さらに、災害により発生する廃棄物については、適正な処理を確保するとともに、可能な限り分別・選別・再生利用等を推進し、迅速かつ円滑な処理体制を確立する必要があります。

県は、県民、事業者、市町村等の主体的な取り組みを促進し、それらを支援・連携することにより、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分を総合的に推進します。また、災害廃棄物対策や不法投棄の防止など、地域循環共生圏の形成に資する取り組みを強化していきます。

2 施策の推進【一般廃棄物】

循環型社会の形成に向けて、県民・事業者・行政の連携のもと、再生利用及び廃棄物の発生抑制の推進、そして気候変動対策の一体的な推進を図ります。

県は、市町村における3Rの推進や情報発信、リサイクル施設の整備等の取り組みを支援するとともに、災害時の廃棄物処理体制の整備・見直しを進め、あらゆる災害に迅速に対応できる仕組みを構築します。

(1) 発生抑制の推進

①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援

発生抑制の取り組みを推進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村が 実施する指定ごみ袋制度や分別アプリ導入等の取り組みを支援します。

②環境教育:環境学習の推進

環境問題を自らの課題として考える契機となるよう、学校教育・地域学習・事業者研修等多様な場面で環境教育を推進し、行動変容を促します。

③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援

環境マネジメントシステム(EMS)導入企業の促進や、廃棄物の発生抑制の推進を通じて、事業者の自主的取組を支援します。また、ごみ処理施設での搬入検査等、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取り組みを支援します。

④循環型社会とカーボンニュートラル社会を統合的に実現するための取り組みの推進

地球温暖化対策と資源循環の調和的な推進を目指し、環境に配慮したライフスタイルの 定着を促進します。県は「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、行政自らが率先し て廃棄物削減・再資源化に取り組みます。

⑤プラスチックごみ等に対する発生抑制の取り組みの推進

「プラスチック資源循環促進法」及び「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、使い捨てプラスチックの使用抑制、再利用・再資源化の推進、代替素材利用の検討及び環境教育・普及啓発を図ります。

(2) 循環的利用の推進

○循環型経済(サーキュラーエコノミー)の推進

集団回収活動の低下を踏まえ、リサイクルステーションの普及、優良事例の紹介、分別ルールの周知を進め県民参加による資源循環を促します。さらに、事業者による再生資源の活用を促進し、循環型経済(サーキュラーエコノミー)への貢献が図られるよう支援します。

(3) 適正処理の推進

- ①一般廃棄物の適正処理の取り組み支援
- 一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施 していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の見直しを促します。

また、「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、令和13年度までに各ブロックごとに1焼却施設への集約化を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行います。

②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営支援 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な運営に向けて支援を行います。

(4) 災害廃棄物対策

○災害廃棄物の適正処理と迅速な対応体制の強化

災害により発生する廃棄物については、適正かつ迅速な処理を確保するとともに、分別・ 選別・再生利用等による減量化を推進します。

県では、関係団体との協定に基づく情報伝達訓練や、市町村職員等を対象とした災害廃棄物の処理における対応力向上訓練を毎年実施し、発災時における連携・対応体制の強化を図っています。また、平時から各市町村の災害廃棄物処理計画の見直しや点検を支援し、実効性ある処理体制の維持・確保に努めます。

3 施策の推進【産業廃棄物】

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取り組みや適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を育成・支援していきます。

(1) 発生抑制の推進

○事業者による発生抑制の取り組みの促進

事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取り組みの促進を 図ります。

(2) 循環的利用の推進

○産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性があるものについては、極力再生利用 や再資源化を図るとともに、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマス資源に ついては、循環的利用を促進することにより、二酸化炭素排出を削減し、低炭素社会実 現に向けた取り組みを支援します。

また、将来的に排出量の増大が見込まれる太陽光発電設備のリユース・リサイクル・ 適正処分について、廃棄物処理法及び令和6年に国が策定した「太陽光発電設備のリ サイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」により指導するとともに、事業者団体等 と連携した周知活動や情報提供をしていきます。

(3) 適正処理の推進

①産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理が確保されるよう、排出事業者に対して産業廃棄物の処理 状況の確認義務について周知を行うなど排出者責任の徹底を図るとともに、国の優良 産廃処理業者認定制度(注 24)や本県の産廃処理業者格付け制度(注 25)による優良 な処理業者の利用を促進します。

処理業者に対しては、日常の指導監督や啓発事業等の機会を通じ、業界全体の底上げを図り、優良な産廃処理業者の育成に努めます。

また、廃棄物処理施設の安定的運営に資するためその設置に係る事前協議制度を 適切に運用し、産業廃棄物処理施設・設備の整備については、低利融資による支援を 行います。

②有害廃棄物対策

PCB 特別措置法等に基づき PCB 廃棄物の適正処理を推進するとともに、アスベスト廃棄物等の適正処理について指導監督を行います。

(注24) 優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業許可申請において、通常の許可基準よりも厳しい基準(遵法性、事業の 透明性等)を達成した優良な処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。

認定された処理業者は、通常よりも長い7年間、処理業の許可が有効となる、排出業者に対して自身が優良な処理業者であることをアピールできるなど、多くの利点がある。

(注25) 山梨県産廃処理業者格付け制度

産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付けして公表する本県独自の制度。格付けは、評価基準の適合数に応じて4段階(☆ ~☆☆☆☆)で行う。

4 施策の推進【不法投棄対策】

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した不法投棄防止対策を 推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取り組みを実施していきます。

(1) 不法投棄防止対策の推進

○不法投棄未然防止対策の推進

不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため、県、市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による監視パトロールや民間委託による休日・夜間監視パトロールを実施します。また、不法投棄監視ウィーク等啓発活動を実施するとともに、不法投棄監視協力員や協定締結団体の協力を得ながら、監視体制を強化し、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取り組みを推進します。

(2) 不法投棄事案への対応

○行為者等の特定及び厳正な対処

不法投棄された廃棄物について速やかに現地調査を実施し、可能な限り行為者等の特定を進め、行為者等による撤去を原則として指導を行います。

また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対処し、適正処理を促していきます。

第7章 廃棄物の発生抑制等のための県施策

廃棄物の発生抑制等のための県施策の目次

対 象	目 的	施策項目	頁
○一般廃棄物	─(1)発生抑制の推進 ─	①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援	40
		a 一人ひとりのエコライフ推進	49 49
		b 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援	49
		d プラスチックスマート推進事業	50
		e 食品ロス削減の推進及び強化事業	50
		②環境教育・環境学習の推進	
		a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)	50
		bエネルギー教育の推進	51
		③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援	
		a 事業系一般廃棄物の減量化の推進 b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援	51 51
		c 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)	51
		d 環境対策技術研究開発の支援	52
	•		52
		b 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進	52
		c 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	52
	(2)循環的利用の推進 _「		
	(4)7月7年7月17日7月1日7月1日1日		
		a 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの一括回収及びリサイクルの推進	53
		b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲)	53 53
		d 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	53
		e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	53
		f 環境に配慮した農業の推進	54
		g 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進 ト 使用終自動車の海正な再答領ルの推進	54
		h 使用済自動車の適正な再資源化の推進 i プラスチックスマート推進事業(再掲)	54 54
		j 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進(再掲)	54
	-	②環境教育・環境学習の推進	
		a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲)	55
		bエネルギー教育の推進(再掲)	55
		c プラスチックスマート推進事業(再掲)	55
		a 一人ひとりのエコライフ推進(再掲)	55
		b 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進(再掲)	55
	──(3)適正処理の推進 - -		
	, , ,	a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	56
		b一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言	56
		c 一般廃棄物処理計画の見直しの促進	56
		d「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進(再掲)	56
		e 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進(再掲) f 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	56 56
		g 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施	57
		h災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整備	57
		i 山梨県商工業振興資金(環境対策融資)	57
		②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進	
		0. 生活排水対策の推進	E7
		a 生活排水対策の推進 b 浄化槽対策の促進	57 57
		c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲)	58
	L	③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営	
		a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援	58
	(4)災害廃棄物対策 -	①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理	
		a 山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化	58
		b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言	58
		c 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携 d 大規模災害時の連絡・調整等	59 59
		e 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進(再掲)	59
			-

対 象	目 的	施 策 項 目	頁
○産業廃棄物	(1)発生抑制の推進		
OEXOLXIV	(1))6 11 Philip > 11 XE	a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進	60
		b 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)(再掲)	60
		c 環境対策技術研究開発の支援 (再掲)	61
		d 建設副産物の有効利用の促進	61
		e プラスチックスマート推進事業(再掲)	61
		f 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進 (再掲)	61
		g 山梨県商工業振興資金 (環境対策融資) (再掲)	61
	- (2)循環的利用の推	進①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援	
		a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進 (再掲)	61
		b 建設副産物の有効利用の促進(再掲)	62
		c環境に配慮した農業の推進(再掲)	62
		d 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 e 食品製造副産物等の有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業)	62 62
		f 使用済自動車の適正な再資源化の推進(再掲)	62
		gプラスチックスマート推進事業(再掲)	63
		h 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進 (再掲)	63
		i 山梨県商工業振興資金 (環境対策融資) (再掲)	63
	- (3)適正処理の推進	①産業廃棄物の適正処理の推進	
		a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進	64
		b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化	65
		c産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施	65
		d 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施(再掲)	65
		e 優良産廃処理業者認定制度の活用	65
		f 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用	65
		②事業者による適正処理や施設整備の促進	
		a PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進	66
		b農業用廃プラスチック類の適正処理の推進	66
		c 山梨県商工業振興資金 (環境対策融資) (再掲)	66
		d 太陽光発電設備の適正処理等の推進	66
		e ブラスチックスマート推進事業(再掲)	67
		③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理	
		a 公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理	67
	(4)産業廃棄物適正	①産業廃棄物の適正処理の推進	
	処理推進ビジョン	a産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進	67
		The state of the s	
Compression and the second	。(1)不法投棄防止対	CO TO MA HE NOV ALL MAD DE ALL ALL AND TO THE VALUE OF TH	
○不法投棄対策	策の推進	—— ①个法投来术系防止对策的推進	
		a 不法投棄監視体制の構築・強化	68
		b 不法投棄対策の広域連携	68
		c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進	68
		d 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化(再掲) e ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲)	68 69
		e こみ成単化リザイクル推進事業に対する又仮 (丹梅) f プラスチックスマート推進事業(再掲)	69
		g 山梨県商工業振興資金 (環境対策融資) (再掲)	69
	(2)不法投棄事案	 ①行為者等の特定及び厳正な対処	
	への対応	a 産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)の育成・設置	71
		a 産業廃棄物不過正及建機助調査員(産産Gアン)の自成・設直 b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	71
		c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進 (再掲)	71

1 一般廃棄物

(1) 発生抑制の推進

①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援						
施策事業 一般廃棄物 (1)-(1)-a	一人ひとりのエコライフ推進	主		県、県民、 事業者、 各種団体		

○県民一人ひとりが地球温暖化の現状を理解し、日常生活の中で身近な対策に取り 組めるよう、わかりやすく情報を発信するなど、エコライフを推進していきます。

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促 進・支援	主 体	県、市町村
--------------------------	-----------------------------	-----	-------

- ○廃棄物の発生抑制や再生利用など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3 Rを推進するため、ごみ処理費用の「見える化」やごみ収集手数料の有料化、利 用しやすいリサイクルステーションの運営などを促すことにより、住民の取り組 み意識の向上や再生利用率向上に向けた取り組み等を支援します。
- ・市町村に対する説明会を開催し、国施策の周知や3Rに関する先進自治体の事例紹介、外部講師による講演等を行うなど、職員の資質向上を支援
- ・市町村と共同で研究会を行い、一般廃棄物に係る各市町村のデータを定量・定性的に分析、ごみ減量に向けた効果的な取り組みについて検討するなど、3Rの促進を支援

		1	
施策事業 一般廃棄物	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する 支援(環境保全課題対策事業費補助金)	主体	県、市町村、 県民
(1) - (1) - c			,,,,,

○地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の取り組みの促進を図るため、市町村、一部事務組合及び環境団体等が実施するプラスチックごみ対策、ごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援します。

施策事業
一般廃棄物

(1) - (1) - d

プラスチックスマート推進事業

主 体

県、市町村 県民、事業者、 各種団体

○本県の貴重な資源である自然環境を守り、海洋汚染を防止するため、県民及び事業者等が「プラスチックと賢く付き合っていく」ことの重要性を理解し、着実に実践している山梨の姿「やまなしプラスチックスマート」の実現を目指し、県全体が一丸となってプラスチックごみ等の発生抑制対策に取り組みます。



施策事業 一般廃棄物

(1) - (1) - e

食品ロス削減の推進及び強化事業

主 体

県、市町村 県民、事業者、 各種団体

○県の「第2次食品ロス削減推進計画」 (R8.3策定予定) に基づき、県民の食品ロス削減に向けた意識の醸成並びに取り組みの促進を図るため、消費者・事業者等に対する食品ロス削減の普及・啓発等を実施します。

②環境教育・環境学習の推進

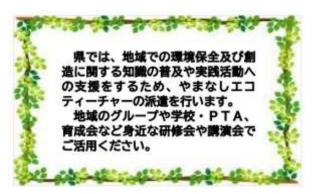
施策事業

一般廃棄物 (1)-②-a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)

主 体

体県、県民

○身近な環境や地球環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全活動の推進に資するため、環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やまなしエコティーチャー」(環境学習指導者)として登録し、民間団体や学校等が開催する研修会等に講師として派遣します。



	エネルギー教育の推進	主	体	県、県民
(1) -(2)-b				

○小中学校におけるリサイクル活動や省エネ・省資源活動の実践やエネルギー教育 推進事業を展開することによって、環境教育の充実を図り、将来の山梨の環境づ くりを担う子供たちが、省資源や廃棄物の減量について主体的に学び、持続可能 な社会をつくっていくための取り組みを日常生活の中で実践できるようにしま す。

③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援

力	施策事業				
-	一般廃棄物	事業系一般廃棄物の減量化の推進	主	476	事業者
	(1) -③-a				争耒白

○「事業系一般廃棄物減量化指針」を改訂し、市町村、事業者に周知します。事業者指針に基づき、事業者へのごみ減量化計画の作成指導、ごみ減量化の具体策の情報提供等、事業系一般廃棄物の減量化に向けた取り組みを支援します。

- ○市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者への減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正な排出の防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取り組みを推進します。
- ○また、近年リチウムイオン電池が原因のごみ処理場における火災が多発しており、県は市町村の分別回収における情報提供を積極的に行います。

施策事業 一般廃棄物 (1)-③-c	中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)	主	体	県、事業者、 (公財) 山梨 県産業支援機 構

○廃棄物の減量化など環境負荷の低減の取組により経営の向上を図るため、「環境 ISO」の取得を目指す中小企業等に対して、専門家を派遣し認証取得のための 指導や助言等を行います。

施策事業			44	п <u>т</u> жт	
一般廃棄物	環境対策技術研究開発の支援	王	体	県、事業者	
(1) –(3)–d					

○県内中小企業者が取り組む、環境・新エネルギー関連分野などに係る新技術・新製品の研究開発事業に対し補助することにより、廃棄物の発生抑制、再生利用につながる技術やリサイクル製品の開発の支援と中小企業者の成長発展を図ります。

④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進

施策事業				県、県民、
一般廃棄物	一人ひとりのエコライフ推進(再掲)	主	体	事業者、
(1) –(4)–a				各種団体

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-a 掲載

					_
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b	山梨県地球温暖化対策実行計画における 資源の再利用・廃棄物の減量化の推進	主	体	県	

○県が事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、「山梨県地球温暖化対策実行計画」事務事業編により、庁内の排出量の集計・算出・分析をとおして、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めます。

					_
施策事業					
一般廃棄物	「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	主	体	県、市町村	
(1)- 4 -c					

○令和6年3月29日付けで環境省より通知された「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」を受けて、平成30年3月に策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」を改定し、2050年度までの長期広域化・集約化計画を策定します。それにより、中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を行い、ごみの更なる排出抑制やリサイクルの推進が図られるよう、市町村に対し情報提供を行います。

(2) 循環的利用の推進

①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進							
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-a	容器包装廃棄物及び製品プラスチックの 一括回収及びリサイクルの推進	主 体	県、市町村、 県民				
○容器包装リサイクル法に基づく、市町村分別収集計画とともに令和8年度から令和12年度までを期間とした第11期山梨県分別収集促進計画を策定し、ビン、缶、プラスチック等の容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを促進します。 ○併せて、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックを含めた一括回収の推進を促します。							
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-b	特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの 促進	主 体	県、市町村、 県民				
と連携し、 明を行いま 町村と協力	○家電リサイクル法に基づき特定家庭用機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて県民への情報提供や消費者団体等への説明を行います。また、特定家庭用機器の買替えによる不用家電の増加に対し、市町村と協力して、ホームページ等において、特定家庭用機器の排出方法に関する住民向けの周知・啓発を行います。						
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-c	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する 支援 (環境保全課題対策事業費補助金) (再掲)	主 体	県、市町村、 県民				
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-c 持	掲載					
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-d	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促 進・支援(再掲)	主 体	県、市町村				
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b a	掲載					
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-e	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ご みの搬入検査の支援(再掲)	主 体	県、市町村、 事業者				
	施策事業 一般廃棄物 (1)-③-b	掲載					

○家畜ふん尿や果樹剪定枝などの有機物の投入等による土づくりに取り組む農業者を支援することにより、環境保全と生産性を調和させ、環境への負荷低減による持続性の高い環境保全型農業の普及・定着を図ります。

施策事業 一般廃棄物 (2)-(1)-g	使用済小型電子機器廃棄物のリサイクル の促進	主体	県、市町村、 県民
----------------------------	---------------------------	----	--------------

- ○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済み小型電子機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて県民への情報提供や消費者団体等への説明を行います。また、使用済み小型電子機器の買換えによる不用家電の増加に対し、市町村と協力して、ホームページ等において、使用済み小型電子機器の排出方法に関する住民向けの周知・啓発を行います。
- ○併せて、リチウムイオン電池の分別不徹底よる廃棄物処理施設への損傷事例が頻発していることから、市町村における適正な分別回収、処理がされるよう普及啓発を行います。

施策事業				県、市町村、
一般廃棄物	使用済自動車の適正な再資源化の推進	主	体	県民、各種団
(2) -(1)-h				体

○使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、引取業者関連事業者の監視・ 指導等を行うとともに、放置車両撤去事業の実施などを通じて使用済自動車の適 正な再資源化を推進します。

施策事業				県、市町村
一般廃棄物	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県民、事業者
(2) -(1)-i				、各種団体

施策事業 一般廃棄物 (1)-(1)-d 掲載

施策事業 一般廃棄物 (2)-(2)- i	「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 (再掲)	主	体	県、市町村	
-----------------------------	---------------------------	---	---	-------	--

施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c 掲載

②環境教育・環境学習の推進			
施策事業 一般廃棄物 (2)-②-a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティ ーチャー) (再掲)	主	体	県、県民
施策事業 一般廃棄物 (1)-②-a 掲載			
施策事業 一般廃棄物 エネルギー教育の推進(再掲) (2)-②-b	主	体	県、県民
施策事業 一般廃棄物 (1)-②-b	掲載		
施策事業 -般廃棄物 プラスチックスマート推進事業 (再掲) (2)-②-c	主	体	県、市町村 県民、事業者、 各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d	掲載		
③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取	り組み	の推	進
施策事業 一般廃棄物 一人ひとりのエコライフ推進(再掲) (2)-③-a	主	体	県、県民、 事業者、 各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-a	掲載		
施策事業 一般廃棄物 (2)-③-b 掲)	主	体	県
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b	掲載		

(3) 適正処理の推進

L <i>L</i>				
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-a	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促 進・支援(再掲)	主	体	県、市町村
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b	掲載		
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-b	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言	主	体	県、市町村
した廃棄物	め処理施設の適正な運営のため、市町村に対 め処理施設の整備、長寿命化・延命化の支援 言を行います。	-		
施策事業				18 -t-m-+-
一般廃棄物 (3)-①-c	一般廃棄物処理計画の見直しの促進	主	体	県、市町村
(3) -①-c ○市町村に≯ 勢の変化に す。	一般廃棄物処理計画の見直しの促進 		 里計画	が、社会経済
(3)-①-c ○市町村には 勢の変化に す。 施策事業	 おける廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄		 里計画	が、社会経済
○市町村にま 勢の変化に す。施策事業 一般廃棄物	はける廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄 に対応した計画となるよう、必要に応じて見 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	物処3 直し0 主	理計画)ため	が、社会経済がの助言を行いる
(3)-①-c 市町村にま物の変化にす。 施策事業 一般廃棄物	おける廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄 と対応した計画となるよう、必要に応じて見 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 (再掲)	物処3 直し0 主	理計画)ため	が、社会経済がの助言を行いる
(3)-①-c 市町村には 市町校化は す。 施策廃棄物 (3)-①-d 施策廃棄物	おける廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄 対応した計画となるよう、必要に応じて見 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 (再掲) 施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクル	物処3 直し0 主 掲載 主	理計画)ため 体	が、社会経済がの助言を行いる場で、市町村、
(3)-①-c 市町村には 勢の変化にす。 施策事業物 (3)-①-d 施策事業物	おける廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄 対応した計画となるよう、必要に応じて見 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 (再掲) 施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクル の促進(再掲)	物処3 直し0 主 掲載 主	理計画)ため 体	が、社会経済がの助言を行いる場で、市町村、

○「山梨県廃棄物処理施設の設置に関する指導要領」に基づき、処理業者等が廃棄物処理施設等を設置するに当たり、法律に基づく手続の前段階において、事業計画等の周辺住民への周知や生活環境の保全に関する調査等を行うとともに、住民意見等を反映するよう、県は、事業者に指導し、住民との合意形成を図った上で円滑に廃棄物処理施設が設置されるよう取り組みます。

施策事業 一般廃棄物 (3)-①- h	災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整 備	主 体	県、市町村、 関係団体
---------------------------	-------------------------	-----	----------------

- ○災害時には、石綿廃棄物が他の廃棄物に混じって仮置場に搬入されること等により、住民や災害対応従事者が危険性の高い石綿に暴露する恐れがあるため、国の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等を参考に、迅速かつ円滑な石綿飛散防止対策が実施できる体制を整備します。
- ○また、「災害廃棄物一次仮置場設置・運営の手引き」を作成し、それに基づき、 仮置場における災害廃棄物の適切な分別・保管・処理について、災害廃棄物対応 の主体となる市町村へ周知を行います。

施策事業					
一般廃棄物	山梨県商工業振興資金	(環境対策融資)	主	体	事業者
(3) -(1)-i					

○県制度融資「山梨県商工業振興資金」の「環境対策融資」により、事業者が産業 廃棄物処理施設・設備等を整備するための資金について、金融支援を実施します。

②一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥)の適正処理の推進 施策事業 一般廃棄物 生活排水対策の推進 主 体 県、市町村

(3) - (2) - a

○「山梨県生活排水処理施設整備構想2025」(仮称)に基づき、下水道、農業 集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設を計画的かつ効率的に整備し、 生活排水による水質汚濁を防止します。

施策事業					
一般廃棄物	浄化槽対策の促進	主	体	県、市町	「村
(3) - (2) - b					

○生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進め、河 川や湖沼の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業を行う市町村に補助し ます。 施策事業 一般廃棄物 (3)-②-c

一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲)

主 体

県、市町村

施策事業 一般廃棄物 (3)-①-b 掲載

③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営

施策事業 一般廃棄物

(3) - (3) - a

広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円 滑な実施に向けた支援

体

主

山梨県市町村総 合事務組合

○平成30年から操業を開始した「かいのくにエコパーク」は、(公財)山梨県環境整備事業団が施設の管理・運営を市町村総合事務組合から受託している。県としても市町村総合事務組合の一般廃棄物最終処分場運営協議会へ参画するなど市町村と一体となり処分場の円滑な運営ができるよう支援します。

(4) 災害廃棄物対策

①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

施策事業 一般廃棄物 (4)-(1)-a

山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応 カの充実・強化

主 体

県、市町村、関 係団体

- ○山梨県及び市町村等は、令和5年3月に災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定を締結し、相互支援体制を構築したこと、国の指針(資料編)が令和5年4月に改定されたこと、令和6年3月に山梨県地域防災計画の改定等により、地域別の被害棟数が更新されたこと等を踏まえ、より実効性のある計画として「山梨県災害廃棄物処理計画」を令和6年5月に改定をした。
- ○これに基づき非常災害に備えるとともに、県及びその他の市町村等は円滑な処理 体制を構築できるように相互支援の見直しや市町村における計画等の見直しを 適宜行います。

施策事業 一般廃棄物

(4) - (1) - b

市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言

主 体

体県、市町村

○市町村が非常災害発生時の災害廃棄物処理を円滑に進められるよう、山梨県災害 廃棄物処理計画を踏まえ、市町村の災害廃棄物処理計画の見直し、地域防災計画 の見直しを支援します。また、平時から災害廃棄物に係る研修や訓練を実施する 中で、職員の能力強化に努め、連携を強化し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速 な処理体制の構築に向けて取り組みます。

施策事業 一般廃棄物 (4)-(1)-c	大規模災害時の廃棄物対策に関する広域 的な連携	主 体	県、市町村
----------------------------	----------------------------	-----	-------

- ○国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行います。
- ○また、大規模災害が起こった際に都県域を越えた他自治体への支援要請又は被災 自治体への職員派遣を通じた広域連携体制の整備・検討を行います。

施策事業				県、市町村、関
一般廃棄物	大規模災害時の連絡・調	整等	主 体	係団体
(4) –①–d				

- ○災害廃棄物処理のための協定締結団体(山梨県産業資源循環協会や山梨県カーリサイクル協同組合)への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡や調整を行います。また、平時には、市町村に協定内容(収集運搬能力や施設能力等)や活用方法についての情報提供を行うとともに、市町村や協定締結団体との合同訓練を通じて対応力の向上に努めます。
- ○また、山梨県環境整備事業協同組合と、し尿処理における協定締結に向けて協議 を進め、災害時のし尿の処理体制の構築を図ります。

施策事業 一般廃棄物 (4)-①- e	「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 (再掲)	主	体	県、市町村	
---------------------------	---------------------------	---	---	-------	--

施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c 掲載

2 産業廃棄物

(1) 発生抑制の推進

(1)事業者による発生抑制の取り組みの促進

施策事業 産業廃棄物 (1)-(1)-a

多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生 利用に係る取り組みの促進(「チャレンジ」主 産廃3R事業」)

主体!

体県、事業者

- ○産業廃棄物の排出抑制・再生利用に積極的に取り組む意思のある排出事業者を県のホームページに公表します。取り組み状況が優良な事業者については、「認定事業者」として認定しホームページで公表することにより、企業のイメージアップに資することで事業者を支援し、更に取り組みの成果が顕著な事業者を表彰することにより、廃棄物の排出抑制等がより促進されるようにします。
- ○また、排出抑制等に取り組む事業者への情報発信のため、廃棄物の排出抑制・再生利用の事例や新規技術の紹介を中心とした「産業廃棄物排出抑制・再生利用セミナー」を開催します。

これに加え、多量排出事業者への「産業廃棄物処理計画」の作成を指導し、多量 排出事業者が当該計画を実践することにより産業廃棄物の排出抑制等を推進し ます。

<Topics:チャレンジ産廃3R事業> 参加申込事業者には、「チャレンジ産 廃3R事業」の参加証を配布します。

始 加 証

責社を存和6年度ティレンジ環境派取組 事業者であることを証明します。

ORD MR - - SAF - B MARKET

<Topics:産業廃棄物排出抑制・再生利用セミナー>

廃棄物の排出抑制・再生利用の事例や 新規技術の紹介を中心としたセミナー を開催しています



施策事業 産業廃棄物 (1)-(1)-b

中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業) (再掲)

主 体

県、産業支援 機関、事業者

施策事業 一般廃棄物 (1)-③-c 掲載

施策事業 産業廃棄物 (1)-①-c	環境対策技術研究開発の支援(再掲)	主	体	県、事業者			
	施策事業 一般廃棄物 (1)-③-d 掲載						
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-d	建設副産物の有効利用の促進	主	体	県、市町村、 事業者			
建設発生木やリサイク	発生するアスファルト・コンクリート塊、 材、建設混合廃棄物等の建設廃棄物をはじ ルを引き続き推進するため、事業者、行政 業界と連携して取り組みます。	めとす	る建設	役副産物の削減			
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-e	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村 県民、事業者 、各種団体			
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d	掲載					
施策事業 産業廃棄物 (1)-①- f	山梨県地球温暖化対策実行計画における 資源の再利用・廃棄物の減量化の推進(再 掲)	主	体	県			
	施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b	掲載					
施策事業 産業廃棄物 (1)-①- g	山梨県商工業振興資金(環境対策融資) (再掲)	主	体	事業者			
	施策事業 一般廃棄物 (3)-①-i	掲載					

(2) 循環的利用の推進

①産業廃棄	E物の循環的利用の取り組み支援		
施策事業 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生 産業廃棄物 利用に係る取り組みの促進(「チャレンジ 主 体 県、事業者 企産3R事業」) (再掲)			
	施策事業 産業廃棄物 (1)-①-a 掲載		

施策事業 産業廃棄物 (2)-①- b	建設副産物の有効利用の促進(再掲)	主	体	県、市町村、 事業者		
	施策事業 産業廃棄物 (1)-①-d	掲載				
施策事業 産業廃棄物 (2)-①- c	環境に配慮した農業の推進(再掲)	主	体	県、市町村、 農業者		
	施策事業 一般廃棄物 (2)-①-f	掲載				
施策事業 産業廃棄物 (2)-①- d	家畜排せつ物の適正管理・利用の促進	主	体	県、事業者、 農業者		
家に対する	給調査による家畜排せつ物の有効利用の促 巡回指導や畜産環境アドバイザーの養成な 、畜産農家に起因する悪臭の改善を図りま	どを通				
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-e	食品製造副産物等の有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業)	主	体	県、市町村、 事業者、 農業者		
○県内の食品工場等で排出される食品製造副産物等を家畜飼料(エコフィード)として有効利用するため、民間におけるエコフィードの生産を推進し、畜産農家におけるエコフィードを利用定着させることにより、畜産経営の安定化を図るとともに、循環型社会の構築を推進します。						
施策事業 産業廃棄物 (2)-①- f	使用済自動車の適正な再資源化の推進 (再掲)	主	体	県、市町村、 県民、事業者 、各種団体		
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-h 掲載						

施策事業 産業廃棄物 (2)-①-g	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村 県民、事業者 、各種団体
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d	掲載		
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-h	山梨県地球温暖化対策実行計画における 資源の再利用・廃棄物の減量化の推進(再 掲)	主	体	県
	施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b	掲載		
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-i	山梨県商工業振興資金(環境対策融資) (再掲)	主	体	事業者
	施策事業 一般廃棄物 (3)-①-i	掲載		

(3) 適正処理の推進

①産業廃棄物の適正処理の推進

施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-a

産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上 の推進

主 体

県、県民、 事業者

○県民への産業廃棄物処理に対する啓発と、事業者への適正処理に対する意識向上のために「県民の日」記念イベントの会場での啓発活動を行います。産業廃棄物適正処理強化月間(10月)は排出事業者、処理業者を集め、発生抑制や適正処理に関する講習「甲斐の国廃棄物処理研修会」を開催します。

また、「優良産廃処理業者認定制度」や「山梨県産廃処理業者格付け制度」を 活用した適正処理の取り組みを推進するとともに、優良な産業廃棄物処理業者 を育成するため、「廃棄物研修会」を実施します。

<Topics:産業廃棄物適正処理強化月間・県民の日イベント参加>産業廃棄物の適正処理の意識向上を図るため、「甲斐の国廃棄物研修会」や、「県民の日」記念イベントで啓発を図っています。





<Topics:廃棄物研修会>

優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、「廃棄物研修会」を実施しています。

施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-b

産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・ 指導の強化

主 体

県、事業者

- ○毎年10月を「産業廃棄物適正処理強化月間」と位置づけ、適正処理の推進に関する各種事業を集中的に実施します。
- ・前回許可から一定期間を経過した産業廃棄物処分業者や懸案事業者 を中心とした、集中的で詳細な立入調査の実施
- ・廃棄物収集運搬車両の路上調査の実施
- ・不法投棄防止県下一斉合同パトロールの実施 など

施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-c

産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導 の実施

主 体

県、事業者

○毎月定期的、又は随時に、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所等を立入 し、廃棄物の保管・処理状況や施設の稼働状況、関係書類の整備状況等を調査し、 必要な指導等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進します。

施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-d

廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の 実施(再掲)

主 体

県、市町村、 事業者

施策事業 一般廃棄物 (3)-①-g 掲載

施策事業

(3) - (1) - e

産業廃棄物優良産廃処理業者認定制度の活用

主体

県、事業者

○産業廃棄物処理業者に対して、本県独自の「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を足がかりに、優良産廃処理業者認定制度における優良認定の取得を促します。また、排出事業者に対して、優良認定の存在を周知し、優良産廃処理業者の利用を促進します。

施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-f

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活 用

主 体

県、事業者

○「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」により、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の資質向上、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図ります。

②事業者による適正処理や施設整備の促進 施策事業 産業廃棄物 (3)-②-a P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の適 正処理の促進 主 体 県、事業者

- ○県内に保管されているPCB廃棄物を「山梨県PCB廃棄物処理計画」に基づき適正に 処理するため、次の事業を実施します。
- ①保管事業者の届出状況の把握や未届事業者の掘り起こし調査の結果を活用した 適正処理の促進
- ②県ホームページ等を通じた必要な情報提供
- ③事業者によるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、環境再生保全機構に設けられているPCB廃棄物処理基金への拠出により、中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用を補助
- ④国が示す処理期限を過ぎたPCB廃棄物への対応方針に基づく施策の実施

性未兇来彻	農業用廃プラスチック類の適正処理の推 進	主(体	県、事業者
(3) -(2)-b	進			

○農業用廃プラスチック類の不適正処理による、自然環境や生活環境への支障を未然に防止するため、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターが行う、 県内で排出された農業用廃プラスチック類の適正処理を支援します。

施策事業 一般廃棄物 (3)-(1)-i 掲載

施策事業				
産業廃棄物	太陽光発電設備の適正処理等の推進	主	体	県、事業者
(3) -(2)-d				

- ○将来的に排出量の増大が見込まれる太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適 正処分について、廃棄物処理法及び令和6年に国が策定した「太陽光発電設備の リサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」により推進するなかで、 次の事項についても推進していく。
- ①リユース品の活用、リサイクルに向け事業者団体等と連携した周知活動(県HP、事業者団体HP、各種広報媒体など)
- ②リユース・リサイクルの相談先等について、事業者団体等と連携した情報提供
- ③発電事業者・処理事業者等へリユース・リサイクルに関する実態調査を実施
- ④産業廃棄物処理業者にリユース事業への参入を打診
- ⑤国の状況を注視する中で、リユース市場の活性化に向けた方策の検討

施策事業 産業廃棄物	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、 民、	市町村、 事業者、	県各
(3) - ② -e				種区	団体	

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載

③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理

施策事業 産業廃棄物 (3) - (3) - a

公共関与による産業廃棄物最終処分場の 維持管理

Ì

体 県、事業者

○県、市町村、産業界の出資により設立された(公財)山梨県環境整備事業団が整 備した山梨県環境整備センターの適切な維持管理に向けて指導を行います。

(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン

①産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進						
施策事業 産廃 (4)-①-a	産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進	主	体	県		

- ○最終処分のほとんどを県外に依存する等の産業廃棄物処理を巡る本県の状況を 踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を定めた「山 梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」(平成29年3月策定)を推進するため、 次の4事項に関連する事業を実施します。
 - I 排出事業者の意識改革と取り組みの促進
 - Ⅱ 優良な処理業者の育成
 - Ⅲ 再生利用困難物などの再生利用の促進
 - IV 産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成

3 不法投棄対策

(1) 不法投棄防止対策の推進

①不法投棄未然防止対策の推進					
施策事業 不法投棄 (1)-①-a	不法投棄監視体制の構築・強化	主	体	県、市町村、 県民、事業者	

- ○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県民や事業者団体を 含めた監視体制を強化することとし、県民ボランティアによる不法投棄監視協力 員や事業者団体との情報提供協定などによる早期通報体制を継続していきます。
- ○更に県職員による監視指導はもとより、各地域の廃棄物対策連絡協議会の廃棄物 監視員等による監視パトロールのほか、休日・夜間監視パトロールを民間委託し、 県民を含めた不法投棄等に対する監視体制を強化し継続していきます。

不法投棄 不法投棄対策の広域連携 主 体 県	不法投棄 (1) -①-h	不法投棄対策の広域連携	Ė	主 は		
----------------------------	------------------	-------------	---	-----	--	--

- ○大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、廃棄物が県境を越えて移動する広域事案であり、関東圏から排出される廃棄物に起因していることが多い。こうした不法 投棄の広域化等に対応するため、近隣の都県等と連携して対応していきます。
- ·山静神富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議
- ・近隣都県市で構成する産廃スクラム37との連携協力 など

施策事業 不法投棄 (1)-①- c	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対 策の推進	主体	県、市町村

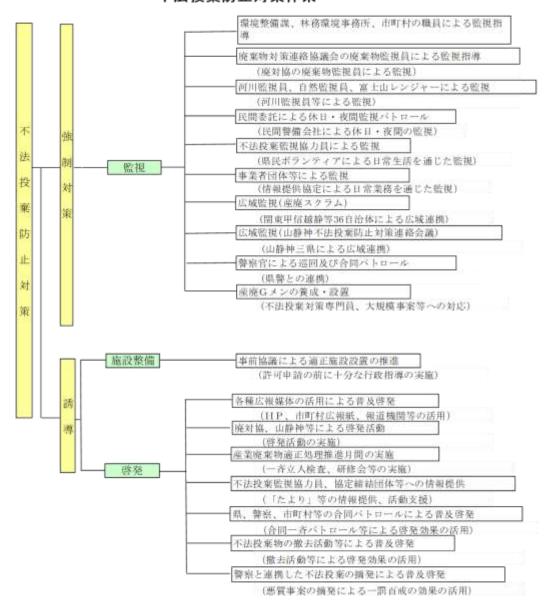
○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係 団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が 一体となって広域的な監視指導にあたります。

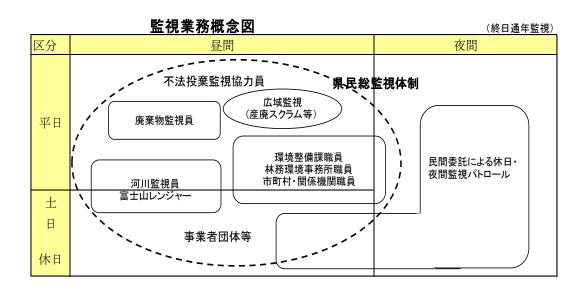
施策事業 不法投棄 (1)-①- d	産業廃棄物処理業者への適正処理の監視 ・指導の強化(再掲)	主体	県、事業者
--------------------------	----------------------------------	----	-------

施策事業 産業廃棄物 (3)-①-b 掲載

施策事業 不法投棄 (1)-①-e	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する 支援(環境保全活動支援事業費補助金) (再掲)	主	体	県、市町村、 県民
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-	-c		
施策事業 不法投棄 (1)-①-f	プラスチックマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村、 県民、事業者 、各種団体
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-	-d		
施策事業 不法投棄 (1)-①- g	山梨県商工業振興資金(環境対策融資) (再掲)	主	体	事業者
	施策事業 一般廃棄物 (3)-①-i	掲載		

不法投棄防止対策体系





(2) 不法投棄事案への対応

①行為者等の特定及び厳正な対処								
施策事業 不法投棄 (2)-①-a	産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃G メン)の育成・設置	主	体	県				

○重大不法投棄事案や大規模事案により迅速・適切に対応するため、環境整備課及 び各林務環境事務所に、産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)を設置 し、不法投棄事案等の処理解決能力を強化していきます。

	不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	主	体	県、市町村
(2) –①–b			••	7144 713

- ○不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、不法投棄された廃棄物について、 原因者不明など行為者等による撤去が困難な場合において、生活環境等への著し い支障が懸念される場合や不法投棄の規模(主に小規模な不法投棄)等を考慮の うえ、土地の所有者・管理者、市町村及び廃棄物対策連絡協議会と連携して早期 撤去を実施します。
- ○悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していきます。

施策事業 不法投棄	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対	主	体	県
(2) -(1)-c	策の推進(再掲) 			

施策事業 不法投棄対策 (1)-①- c

第8章 計画の推進

1 これまでの計画の経緯と総括

本県では、「山梨県廃棄物総合計画」を平成 18 年に策定して以降、第2次(平成 23 年)、第 3次(平成 28 年)、第4次(令和3年)と、計画を継続的に改定し、廃棄物の発生抑制や循環型社会の形成を目指してきました。これまでの取り組みにより、一般廃棄物の総排出量は減少傾向を示し、産業廃棄物の再生利用率についても改善が見られる等一定の成果を上げてきました。

一方で、一般廃棄物における再生利用率の停滞や、高齢化による地域活動(集団回収等)の低下、一人一日当たりの家庭から排出されるごみの量の削減が鈍化していること、産業廃棄物の最終処分量が前計画から増加しているなど依然として課題が残されています。これらの課題を検証し、本計画では、これまでの成果を発展させつつ、課題の克服と次代にふさわしい循環型社会の実現を目指します。

特に、第5次計画では、国の「第5次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえ、地域循環共生圏やサーキュラーエコノミー(循環型経済)の実現を重視し、資源循環を経済・地域づくりと一体的に推進します。

2 各主体との連携・協働の強化

廃棄物の発生抑制及び再生利用を進めるためには、県民・事業者・行政それぞれが役割を果たすとともに、相互に連携・補完しながら取り組むことが重要です。本県では、これまでの「一般社団法人山梨県産業資源循環協会」「環境パートナーシップやまなし」「やまなしプラスチックスマート連絡協議会」等の既存ネットワークを活用するとともに、今後はより広範な主体(NPO・NGO、事業者、庁内他部局等)との横断的連携を推進します。

(1) 市町村との連携

市町村研究会等において、ごみ処理広域化の推進や先進事例の共有を図り、効率的な施設整備や分別収集体制の最適化を進め、再生利用率の向上を図ります。また先進事例の収集にあたっては、大学や研究機関とも密に連携します。

(2) 事業者・各団体との協働

リサイクル技術の導入や廃棄物削減に向けた自主的な取り組みを支援し、循環経済の担い手としての役割を強化します。

(3) NPO·NGO との連携

ごみの減量やリユース活動の推進、環境教育の実践など、市民活動との協働による県民の行動変容を促進します。

(4) 庁内横断的な取り組みの推進

産業・教育・福祉等他部局が有しているネットワークを活用し、食品ロス、プラスチックご

み、高齢化などの複合的課題に連携して取り組みます。

3 情報の収集・分析・公表の強化

(1) 情報の収集

廃棄物の発生量や処理・処分の状況等について、一般廃棄物処理事業実態調査や産業廃棄物実態調査、産業廃棄物処理業者の処理実績報告、多量排出事業者の実施状況報告等をもとに、その実態の把握に努めます。

(2) 情報の公開

調査結果や計画の進捗状況については、県ホームページや環境保全審議会での審議等を通じて、透明性の高い情報提供を行います。

併せて、県民がより身近にアクセスできるよう、SNS(LINE、YouTube 等)を活用した広報発信を推進し、県民参加型の評価・意見収集の仕組みを検討します。これにより、行政と県民が協働して廃棄物施策を進める開かれた情報発信体制を構築します。

4 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき計画の実施状況を毎年度点検・評価して、必要に応じて見直しを行います。

(1) 計画の評価

各年度の目標達成状況、施策進捗、課題等を整理し、環境保全審議会へ報告し評価を 受けます。

(2) 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、各施策の進捗状況を定期的に把握し、必要に応じて取り組み内容の見直しや改善を行います。県は、市町村からの実績報告等を基にデータを整理・分析し、地域間での情報共有や優良事例の横展開を促進します。

また、取り組み状況や成果については、県民に分かりやすい形で公表し、透明性の高い 運営を図るとともに、評価結果を踏まえて次期計画や今後の施策に反映させ、循環型社 会の着実な形成を推進します。

5 今後の展望と持続的な推進体制

廃棄物行政は、単なるごみ処理から「資源循環型社会の構築」へと進化しており、県・市町村・事業者・県民がそれぞれの立場で役割を果たし、相互に支え合う仕組みづくりが求められています。第5次計画の推進にあたっては、これまでの経験と成果を踏まえつつ、新たなテクノロジーの活用や地域コミュニティ・民間活力との連携を通じて、より実効性の高い取り組みを展開します。また、計画の実施状況については、毎年度の環境保全審議会で報告・検証を行い、その結果を次年度の政策立案に反映させます。さらに、環境教育・市民参加の推進を通じて、県民ー人ひとりが廃棄物問題を「自分ごと」として捉え、行動変容を促す社会基盤を築いていきます。

資料編

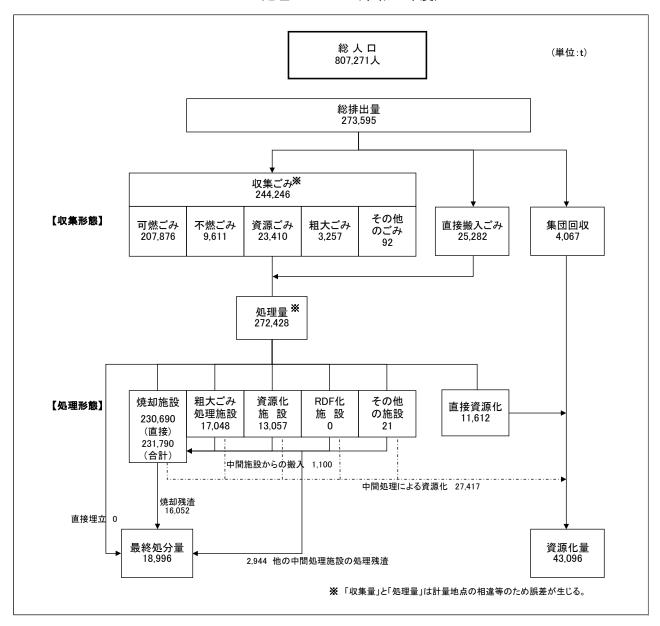
1-1 一般廃棄物(ごみ)

(1)処理の流れ

令和5年度の総排出量273,595トンの内訳は、市町村等が収集したごみ(収集ごみ)が244,246トン(89.3%)、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ(直接搬入ごみ)が25,282トン(9.2%)、住民団体等により回収されたごみ(集団回収)が4,067トン(1.5%)となっています。

その後、再生事業者等で11,612トンが資源化され、中間処理で資源化された27,417トンと集団回収量4,067トンを合わせた43,096トンが再生利用され、最終的には18,996トンが最終処分されています。

処理のフロー (令和5年度)



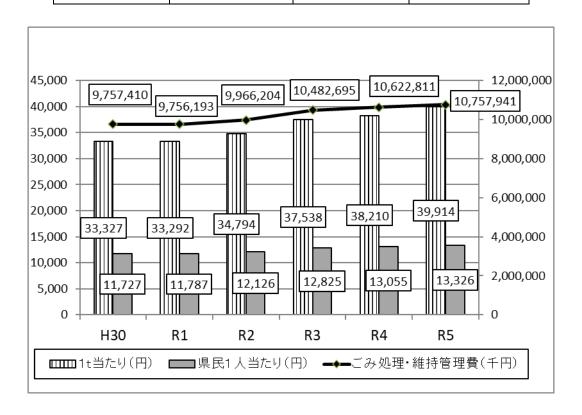
(2)ごみ処理・維持管理費

令和5年度のごみ処理・維持管理費は、10,757,941千円と平成30年度の9,757,410千円に対し10.3%増加し、1トン当たりの費用は令和5年度が39,914円であり、平成30年度の33,327円に対し19.8%の増加となっています。

また、県民1人当たりの費用も、令和5年度が13,326円と、平成30年度の11,727円に対し13.6%の増加となっています。

県民1人当たり ごみ処理・維持管理費 1 t 当たり (円) (円) (千円) H30 33, 327 9, 757, 410 11, 727 R1 33, 292 11, 787 9, 756, 193 R2 34, 794 9, 966, 204 12, 126 R3 37, 538 12, 825 10, 482, 695 R4 38, 210 13, 055 10, 622, 811 39, 914 13, 326 10, 757, 941 R5

ごみ処理・維持管理費の推移



(3)収集状況

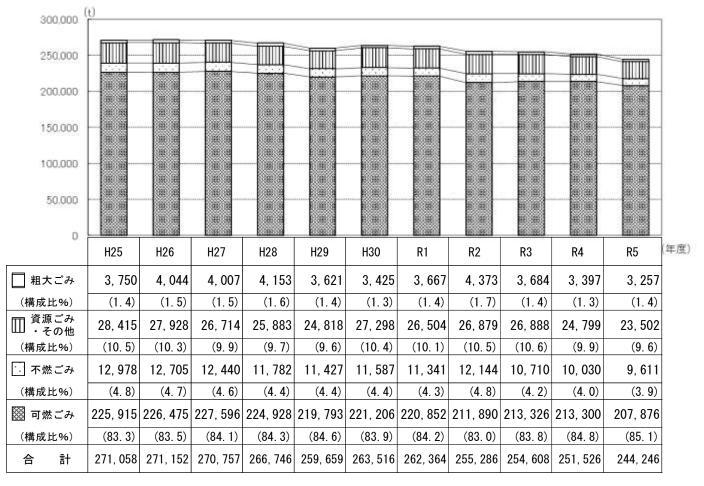
①収集ごみの分別区分ごとの量

令和5年度の収集ごみの分別区分ごとの量は、可燃ごみが207,876トン(85.1%)であり、平成30年度の221,206トンに対し6.0%の減少となっています。

また、粗大ごみ・不燃ごみは12,868トン(5.3%)であり、平成30年度から14.3%減少しています。

更に、資源ごみ・その他の量は23,502トン(9.6%)であり、平成30年度から7.9%減少しています。

収集ごみの分別区分ごとの量の推移

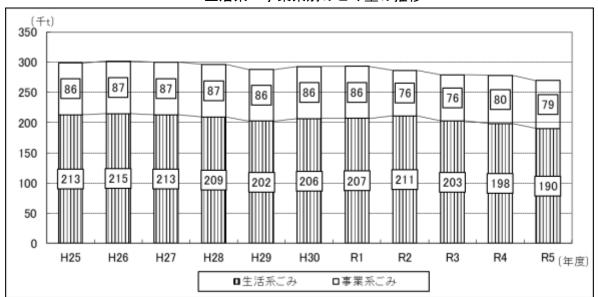


②生活系・事業系別のごみの量

令和5年度の生活系ごみは(注26)190,113トン(70.5%)、事業系ごみ(注27)が79,415トン(29.5%)となっています。

生活系のごみ排出量は、人口減少や指定ごみ袋制度の導入が進展したこと、事業者・ 消費者・行政の連携によるレジ袋削減といった取り組みに加え、各市町村での生ごみ処理 機の購入に対する助成やごみの分別、リサイクルなどに関する出前講座の実施といったご み減量化への取り組みの成果により、令和5年度は平成30年度に対し7.9%の減少となっています。

事業系のごみ排出量は、定期的に行政による搬入検査などを行っており、平成30年度と比較すると8.1%減少しており、その削減が進んできています。



生活系・事業系別のごみ量の推移

(注26) 生活系ごみ

家庭のごみ但し、その量は、市町村等収集運搬量と委託業者の収集運搬量と直接 搬入量の合計

(注27) 事業系ごみ

事業所のごみ但し、その量は、許可業者収集量と直接搬入量の合計

※生活系・事業系ごみの排出量には、集団回収量(自治会など住民団体等により回収されたごみの量)は除かれている。

③市町村別の県民1人1日当たりの排出量

市町村別の県民1人1日当たりの排出量の推移

(g/日)

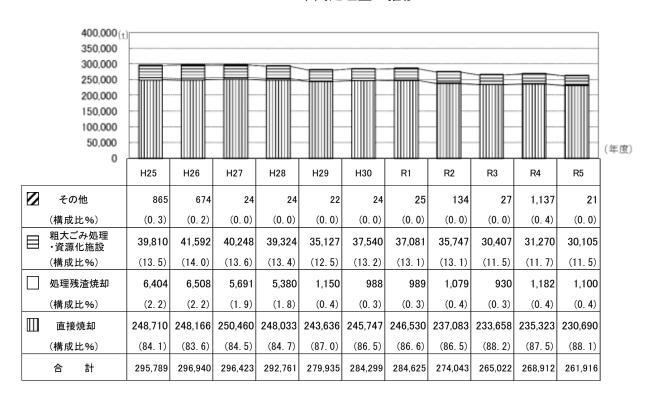
市町村名	順位	H30	順位	R1	順位	R2	順位	R3	順位	R4	順位	R5
甲府市	21	1,070	20	1,065	20	1,057	20	1,033	19	1,019	18	982
富士吉田市	15	990	14	969	14	972	15	950	15	956	14	951
都留市	14	970	12	957	15	972	12	948	14	954	17	958
山梨市	19	1,014	17	1,012	13	966	14	949	16	971	15	954
大月市	11	939	11	950	16	980	16	956	17	981	16	957
韮崎市	8	872	8	877	8	873	6	843	5	831	6	798
南アルプス市	3	795	3	790	3	791	3	769	1	731	1	703
北杜市	6	857	5	861	5	853	5	824	7	842	5	773
甲斐市	7	867	6	863	6	866	7	848	6	835	7	803
笛吹市	12	943	13	967	9	936	11	928	13	951	13	934
上野原市	23	1,146	23	1,177	22	1,131	22	1,115	24	1,135	24	1,110
甲州市	9	898	10	933	11	955	10	905	9	904	9	880
中央市	17	1,003	15	988	17	989	17	964	12	946	10	902
市川三郷町	5	848	7	865	7	866	9	885	8	870	8	842
早川町	18	1,013	19	1,022	21	1,067	8	864	10	915	12	930
身延町	16	1,001	18	1,020	19	1,023	21	1,070	21	1,081	20	1,044
南部町	1	616	1	630	1	694	1	694	2	736	2	728
富士川町	4	804	4	811	4	820	4	814	4	800	3	767
昭和町	24	1,212	24	1,192	23	1,146	24	1,123	22	1,107	21	1,059
道志村	2	700	2	708	2	751	2	718	3	762	4	770
西桂町	10	915	9	918	12	963	13	949	11	919	11	914
忍野村	22	1,099	22	1,107	24	1,178	23	1,118	23	1,113	23	1,085
山中湖村	27	2,491	27	2,464	27	1,925	27	1,907	27	1,983	27	2,111
鳴沢村	13	960	16	1,008	18	1,009	19	1,021	20	1,051	22	1,082
富士河口湖町	25	1,423	25	1,407	25	1,201	25	1,213	25	1,281	25	1,340
小菅村	20	1,041	21	1,078	10	948	18	974	18	993	19	987
丹波山村	26	1,444	26	1,520	26	1,563	26	1,507	26	1,571	26	1,648

(4)中間処理の状況

①処理量

収集されたごみの大部分は、焼却施設などの中間処理施設で処理されています。 このうち令和5年度は、焼却施設で直接焼却されたものが230,690トンと最も多く、 次に粗大ごみ処理施設・資源化施設で処理されたものが30,105トンとなっています。

中間処理量の推移



②種類別組成

令和5年度の種類別の組成は、紙·布類が46.2%と多く、以下ビニール類、厨芥類と続いています。

平成30年度と比較すると、厨芥類2.5ポイント減少していますが、これは食品ロス削減の浸透が要因の1つである考えられます。

(年度) 45.0 6.7 2.3 5.0 H30 13.1 27.9 ШШ 46.2 7.1 4 10.6 27.6 ■ 4.5 R5 (%) 図紙·布類 □厨芥類 ロビニール類 ■木·竹類 □不燃物類 ■その他

ごみ焼却施設の種類別組成

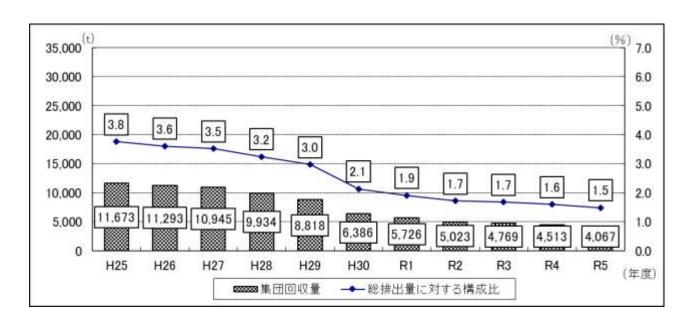
(5)再生利用の状況

①集団回収量の推移

市町村が処理するごみとは別に、地域の自治会やPTA等の団体による資源回収 (集団回収)が行われています。

集団回収量については、平成25年度以降減少傾向にあり、令和5年度は4,067トンであり、平成30年度の6,386トンに対し36.3%減少しています。

このため総排出量に対する構成比も減少傾向にあります。



②容器包装廃棄物の収集状況

平成9年度に容器包装リサイクル法が施行されたことにより、現在、県内の全市町村において第10期分別収集計画が策定され、10品目の容器包装廃棄物が分別収集の対象となっています。

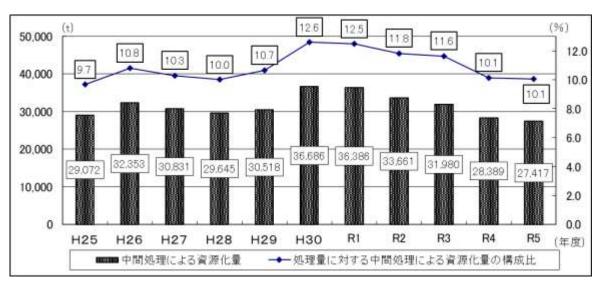
令和5年度は、9市町村が10品目全ての分別収集を実施しており、ほとんどの 市町村で8品目以上の収集を行っています。

		1-11-	1 2 44 4 3373	33 182/12/30:15:	311350	
品	目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製 容器包装	ペットボトル
市町村数	数 (27)	27	27	27	26	26
そ の プラスラ	他 チック	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	10品目完全実施
	22	26	26	25	24	9

令和5年度品目別分別収集実施市町村数

③中間処理施設による資源化の状況

令和5年度にごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、資源化施設などの中間処理施設で資源化されたごみの量は27,417トンであり、平成30年度の36,686トンに対し25.3%減少しています。



中間処理施設による資源化の推移

(5)処理施設の状況

①中間処理施設の設置状況

令和6年度末における市町村等が設置し稼働している中間処理施設は20施設となっています。内訳は、ごみ焼却施設が8施設、粗大ごみ処理施設が2施設、資源化等を行う施設が10施設となっています。

また、民間が設置した中間処理施設は67施設(産業廃棄物処理施設で処理する施設も含む)であり、内訳は、焼却施設が3施設、粗大ごみ処理施設が15施設、資源化等を行う施設が49施設となっています。

市町村等の中間処理施設の設置状況

			ごみ焼却施設					
		全道	直続		バッチ	粗大ごみ 処理施設	資源化等を 行う施設	合 計
	ガス化 溶 融	灰溶融	流動床	ストー	-カー			
施設数	1	1	1	2	3	2	10	20
施設規模 (t/日)	160	170	369	374	115	45	156	1, 389

民間の中間処理施設の設置状況

	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	資源化等を 行う施設	合 計
施設数	3	15	49	67
施設規模 (t/日)	157	2, 350	8, 497	11, 004

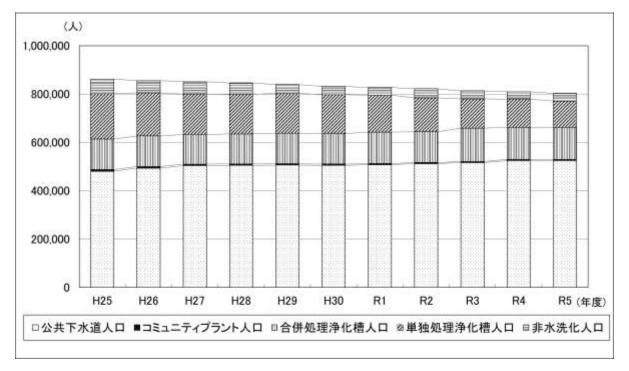
②最終処分場の設置状況

焼却残渣等を最終処分する埋立処分施設は、山梨県市町村総合事務組合が設置 した1施設が現在稼働しています。

1-2 一般廃棄物(し尿)

(1)水洗化人口の推移

令和5年度の非水洗化人口は32,528人で、平成30年度の34,815人から6.6%減少しています。



水洗化人口・非水洗化人口の推移

水洗化人口・非水洗化人口の状況

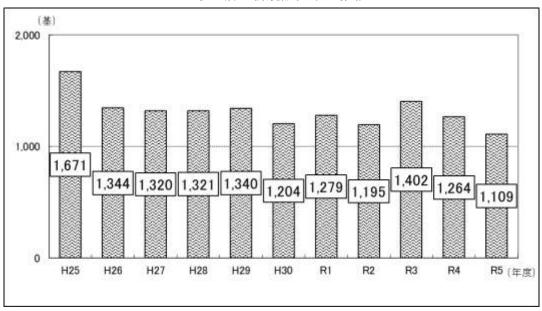
	画処理 以内口	0.4.7.4		水	先化人口				3	非水洗化人口	-	
区	域内	0.44.7.4			水洗化人口					非水洗化人口		
		公共下水 道 人 口	コミュニティ ブラント人口	集落排水 施設等 人口	合併処理 浄 化 槽 人	浄化槽人口 単独処理 浄 化 槽 人	小針	ā †	収集人口	自家処理人	81	
平成が年度	162, 122	480, 404	6, 788	-	126, 737	187, 587	314, 324	801, 516	60, 600	6	60, 606	
	100.0%)	(55, 7%)	(0, 8%)	-	(14, 7%)	(21, 8%)	(36, 5%)	(93, 0%)	(7, 0%)	(0, 0%)	(7, 0%)	
平成26年度	155, 745 100, 0%)	493, 234 (57, 6%)	6, 415 (0, 7%)	-	127, 156 (14, 9%)	178, 175 (20, 8%)	305, 331 (35, 7%)	804, 980 (94, 1%)	50, 759 (5, 9%)	(0, 0%)	50, 765 (5, 9%)	
R	151, 080	503, 535	6, 166	-	123, 777	166, 659	290, 436	800, 137	50, 937	6	50, 943	
平成27年度 (1	100.0%)	(59.2%)	(0.7%)	-	(14.5%)	(19.6%)	(34.1%)	(94.0%)	(6.0%)	(0.0%)	(6.0%)	
平成28年度	46, 019	504, 763	5, 969	-	124, 291	163, 884	288, 175	798, 907	47, 106	6	47, 112	
平从28年度 (1	100.0%)	(59.7%)	(0.7%)	-	(14.7%)	(19.4%)	(34, 1%)	(94.4%)	(5.6%)	(0.0%)	(5.6%)	
平成29年度	39, 468	505, 964	5, 699	-	126,005	165, 132	291, 137	802,800	36, 662	6	36, 668	
T/9028=196 (1	100.0%)	(60, 3%)	(0.7%)	-	(15, 0%)	(19, 7%)	(34, 7%)	(95.6%)	(4, 4%)	(0, 0%)	(4, 4%)	
平成30年度	32, 051	504, 966	5, 109	-	126, 183	160, 978	287, 161	797, 236	34, 809	6	34, 815	
(1	100.0%)	(60.7%)	(0.6%)	-	(15. 2%)	(19.3%)	(34.5%)	(95.8%)	(4. 2%)	(0.0%)	(4.2%)	
今和元年度 ``	27, 674	507, 519	5,079	-	129, 732	152, 901	282, 633	795, 231	32, 437	6	32, 443	
(1	100.0%)	(61.3%)	(0.6%)	-	(15.7%)	(18.5%)	(34.1%)	(96.1%)	(3.9%)	(0.0%)	(3.9%)	
会和2年度	21, 893	511, 949	5, 037	-	127, 307	140,008	267, 315	784, 301	37, 586	6	37, 592	
	100.0%)	(62, 3%)	(0.6%)	-	(15.5%)	(17.0%)	(32.5%)	(95.4%)	(4.6%)	(0.0%)	(4.6%)	
会和3年度	17, 365	516, 136	4, 732	4, 077	138, 404	120, 527	258, 931	783, 876	33, 483	6	33, 489	
(1	100.0%)	(63, 1%)	(0, 6%)	(0, 5%)	(16, 9%)	(14, 7%)	(31, 7%)	(95, 9%)	(4, 1%)	(0, 0%)	(4, 1%)	
他和4年度	13, 723	524, 699	4,666	4,019	133, 061	116, 947	250, 008	783, 392	30, 325	6	30, 331	
(1	100.0%)	(64.5%)	(0.6%)	(0.5%)	(16.4%)	(14, 4%)	(30. 7%)	(96.3%)	(3.7%)	(0.0%)	(3.7%)	
会知5年度	07, 271	524, 794	4, 557	3, 966	132, 664	109, 032	241, 696	775, 013	32, 252	6	32, 258	
1111049	100.0%)	(65.0%)	(0.6%)	(0.5%)	(16.4%)	(13.5%)	(29.9%)	(96.0%)	(4.0%)	(0.0%)	(4.0%)	

「集落排水施設等人口」: 令和2年度以前は他の項目に合算して集計していましたが、 令和3年度から個別に項目を設けて集計しています。

(2)浄化槽の設置状況

令和5年度に新たに設置された浄化槽の新規設置基数は1,109基であり、下水道の普及により平成30年度に比べて7.9%減少しています。

なお、平成12年6月の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独浄化槽が削除され、平成13年4月から浄化槽の新設時には、合併処理浄化槽を設置することが義務付けられています。



浄化槽の新規設置数の推移

(3)し尿処理施設等の状況

市町村等が設置しているし尿処理施設等は、し尿処理施設(注28)が12施設、 汚泥再生処理センター(注29)が3施設、コミュニティプラント(注30)が4施設 となっています。

し尿処理施設等の状況

R7.10現在

	し尿処理施設	汚泥再生処理センター	コミュニティプラント	
施設数	12	1	4	
施設規模	639 (kl/日)	61 (kl/日)	3,211 (m³/日)	

- (注28) し尿処理施設 収集運搬された浄化槽汚泥や汲み取りし尿を処理する施設
- (注 29) 汚泥再生処理センター し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源を回収 する施設
- (注30) コミュニティプラント 市町村が設置したし尿と生活雑排水を併せて処理するし尿処理施設

2 産業廃棄物

(1)処理の流れ

令和5年度の総排出量1,650千トンのうち、農業以外で発生した廃棄物の排出量は1,48 2千トンでした。このうち排出事業者自らの中間処理による減量化量496千トンと再生利用 量232千トンを除いた搬出量は754千トンとなっており、ほぼ全量が委託処理されます。

委託処理量754千トンのうち、業者中間処理による減量化量が59千トン、再生利用量が670千トン、最終処分量が25千トンとなっています。

一方、農業からは動物のふん尿167千トンと廃プラスチック類1千トンが排出されますが特に動物のふん尿は農業者によるたい肥利用により農業分野で処理が完結しています。

また、農業用廃プラスチック類はハウスなどで使用したポリ塩化ビニル等であり、(公社) 山梨県農業用廃プラスチック処理センターで収集処理されています。

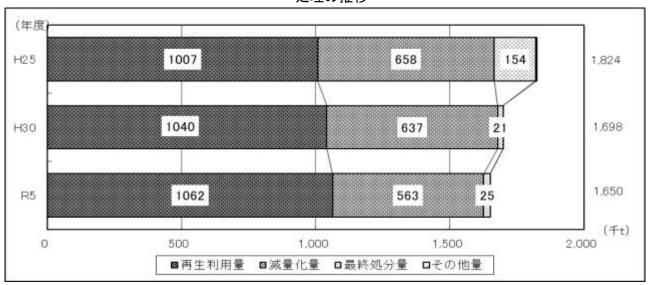
県内で発生した産業廃棄物は、最終的に再生利用量が1,062千トン(56%)、減量化量が563千トン(34%)、最終処分量が25千トン(1.5%)となっています。

(単位:千t) 自己減量化量 減量化量(注32) 総排出量(注31) 1.650 排出量 1.482 496 [746→250] 自己中間処理処理後量250のうち、 188は自己再生利用量へ(※1) 62は搬出量へ(※2) 再生利用量(注33) 自己再生利用量 232 **X**1 **※**2 搬出量 その他量(注34) 59 委託処理量 670 754 (751) 25 最終処分量(注35) 自己最終処分量 0 25 (1.5%) 廃棄物 排出量 減量化量(注32) 再生利用量(注33) ():総排出量に対する割合 []:自己中間処理量→処理後量 〈〉:委託中間処理量 最終処分量(注35)

処理のフロー(令和5年度実績)

令和5年度は、平成30年度と比較すると、再生利用量が22千トン増加し、減量化量は74 千トン減少しました。また、最終処分量は4千トン増加しました。

処理の推移



- (注31) 総排出量 総排出量=再生利用量+減量化量+最終処分量+その他量
- (注32) 減量化量 中間処理施設において焼却、脱水等されたことにより減量した量
- (注33) 再生利用量 排出事業者、処理事業者等で再生利用された量
- (注34) その他量 一時保管されている量など
- (注35) 最終処分量 排出事業者、処理事業者等で埋立処分された量

(2)減量化量

①種類別減量化量

種類別の減量化量は、汚泥が508千トンで最も多く、減量化量の63.7%を占めており、以下、動物のふん尿8千トン、廃プラスチック類7千トンとなっています。

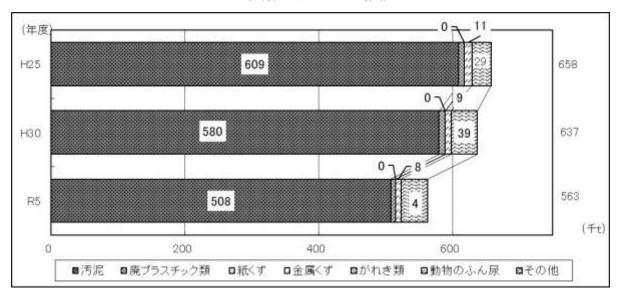
平成30年度と比較すると、減量化量全体で74千トン減少しています。

種類別減量化量(率)の内訳

(千t)

	汚泥	廃プラス チック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物の ふん尿	その他	計
排出量	798	46	3	14	335	167	287	1650
減量化量	508	7	0	0	0	8	40	563
(減量化率(%))	(63.7)	(15.2)	(0)	(0)	(0)	(4.8)	(13.9)	(34.1)

種類別減量化量の推移



種類別減量化量の状況

(千t)

				平成30年度	令和5年度
汚			泥	580	508
廃	プラス	チッ	ク類	9	7
紙	<	(ず	0	0
金	属	<	ず	0	0
が	れ	き	類	0	0
動	物の	ふん	ん尿	9	8
そ	σ)	他	39	40
合			計	637	563

②業種別減量化量

業種別の減量化量は、電気・水道業が387千トンで最も多く、以下、製造業137千トン、 鉱業15千トンとなっています。

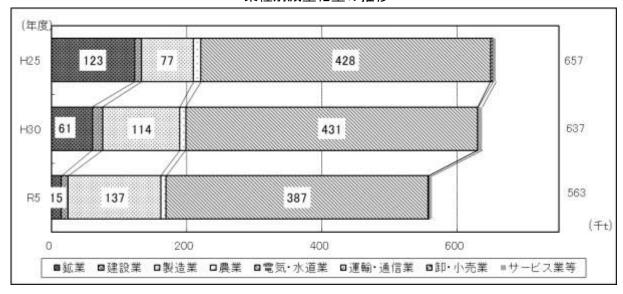
平成30年度と比較すると、電気・水道業では431千トンから387千トンへ減少し、鉱業では61千トンから15千トンへ減少しています。また、製造業については、114千トンから137千トンへ増加しました。

業種別減量化量(率)の内訳

(千t)

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・ 水道業	運輸• 通信業	卸• 小売業	サービス 業等	計
排出量	205	525	303	167	433	1	7	9	1,650
減量化量	15	10	137	8	387	0	1	5	563
(減量化率(%))	(7.3)	(1.9)	(45.2)	(4.8)	(89.4)	(0)	(14.3)	(55.6)	(34.1)

業種別減量化量の推移



業種別減量化量の状況 (千t)

							(10)
						平成30年度	令和5年度
鉱					業	61	15
建		=	殳		業	15	10
製		ĭ	告		業	114	137
農					業	9	8
電	気	•	水	道	業	431	387
運	輸	•	通	信	業	0	0
卸	•	/]	\	売	業	1	1
サ	_	Ľ	ス	業	等	6	5
合					計	637	563

(3) 処理施設・処理業者の状況

①処理施設の状況

ア 中間処理施設

(ア)中間処理施設の設置許可状況

中間処理施設は118施設が設置許可を受けており、このうち木くず・がれき類の破砕施設が79施設で最も多く、次いで廃プラスチック類の破砕施設が11施設と続いています。

これを設置者別に見ると、汚泥の脱水施設は事業者が設置許可を受けたものが大半であり、汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破砕施設、廃プラスチック類の焼却施設、コンクリート固形化施設については全て処理業者が設置許可を受けています。

(イ)焼却施設におけるダイオキシン類削減対策

廃棄物の焼却などにより発生するダイオキシン類は、健康に対する影響が社会問題となったことから、廃棄物処理法施行令等により排ガス中のダイオキシン類濃度などの基準が強化されました。

令和6年度における排ガス中のダイオキシン類の自主測定結果は、稼働中の焼却施設5施設全てが排出ガスの排出基準に適合していました。

県は、この基準に適合できるよう、事業者に対して立入検査や改善指導を行っています。

イ 最終処分場

最終処分場は、事業者が設置許可を受けた管理型最終処分場が1施設、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場が1施設、管理型最終処分場が2施設、合計4施設が設置許可を受けています。うち、令和7年3月末現在、埋立中の施設は、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場の1施設です。

令和7年3月末現在の残余容量は、約1,457㎡となっています。

廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可数

令和6年度末現在

女 光 点 弃 4.6 m 78 + 5 = 0.	hn T⊞ b ⊬ ⊥	設置:	▼木現仕 		
産業廃棄物処理施設	<u>処理能力</u>	事業者	処理業者	計	
【中間処理施設】		16	102	118	
汚泥の脱水	10m³/日超	8	1	9	
汚泥の乾燥	10m³/日超	1		1	
汚泥の天日乾燥	100m³/日超				
汚泥の焼却	5m³/日超		4	4	
廃油の油水分離	10m³/日超				
廃油の焼却	5m³/日超		4	4	
廃酸・廃アルカリの中和	50m³/日超				
廃プラスチック類の破砕	5t/日超		11	11	
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		4	4	
木くず・がれき類の破砕	5t/日超	7	72	79	
コンクリート固型化			1	1	
水銀を含む汚泥のばい焼					
シアンの分解					
廃石綿等の熔解					
廃PCB等の焼却					
廃PCB等の分解					
PCB汚染物等の洗浄又は分離					
その他の焼却	200kg/時以上		5	5	
【最終処分場】		1	3	4	
安定型			1	1	
管理型		1	2	3	
遮断型					
【合計】		17	105	122	

[※] 同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設を1とします。

②処理業者の状況

ア 許可状況

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、 特別管理産業廃棄物処分業の許可状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が2,258件、処分業が85件となっています。

特別管理産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が296件、処分業が6件となっています。

産業廃棄物処理業許可状況

令和6年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		2,258	758	1,500
加八米	中間処理	84	0	0
処分業	最終処分	1	0	0

特別管理産業廃棄物処理業許可状況

令和6年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		296	49	247
処分業	中間処理	6	0	0
型	最終処分	0	0	0

イ 中間処理業者の許可内容

産業廃棄物の種類ごとにおいて、産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を取得している 業者の数は、次のとおりです。

産業廃棄物

(令和6年度末現在)

種類	処分方法	許可数
燃え殻	焼却、造粒·固化等	3
汚泥	焼却、堆肥化、分級混錬、脱水等	14
廃油	焼却、油水分離等	4
廃酸	乾燥、中和等	2
廃アルカリ	乾燥、中和等	6
廃プラスチック	焼却、破砕、圧縮減容固化等	38
紙くず	焼却、破砕、圧縮減容固化等	27
木くず	焼却、堆肥化、破砕、圧縮減容固化等	32
繊維くず	焼却、破砕、圧縮減容固化等	23
動植物性残さ	焼却、堆肥化、乾燥等	8
ゴムくず	焼却、破砕、圧縮等	13
金属くず	破砕、圧縮、切断等	36
ガラス陶磁器くず	破砕、圧縮、切断等	45
がれき類	破砕等	43
ばいじん	混練·固化、造粒·固化	2

特別管理産業廃棄物

(令和6年度末現在)

種類	処分方法	許可数	
引火性廃油	焼却	1	
強アルカリ(腐食性)	中和、脱水	4	
感染性産廃	焼却	1	
有害燃え殻	混練·固化等	1	
有害汚泥	混練·固化等	1	
有害鉱さい	混練·固化等	1	
有害ばいじん	混練·固化等	1	